

第1部 国 債

第1章 平成元年度から平成12年度までの 国債・政府保証債の推移

序節 大量発行の持続と市場の重視へ

我が国の国債は、高度成長期には規制された「金利体系」の下でその発行がなされていた。低成長期に入って金利の自由化・弾力化や業務分野の自由化などの金融自由化が進展したが、大量に発行され累積していった国債の存在は金融市場にも多大な影響を与え、金融自由化の一因ともなった。

平成期においては国債市場と国債管理政策に従来見られなかった変化が生じて、国債政策は市場の動向に影響されるようになっていく。我が国の国債の中心である10年物長期国債は昭和40年度にシ団引受方式で再開されたが、市場の動向を反映するべく昭和末期に入札方式を導入するという変革をみた。まず引受額を入札で決める方式が導入され、次いで価格競争入札に進んだ。その後、時間の経過とともに入札による発行のウエイトが高まり、平成18年にはシ団引受方式が終了することになる。国債管理政策においては市場との直接的な対話が重視され、市場参加者と懇談してその意向を政策に反映することも試みられた。21世紀早々には公的金融の改革、機構改革も行われた。国債に関する政策は市場の動向に一層影響される方向へと変貌を遂げていった。

本巻では平成元年度から平成12年度までの期間の国債市場を取り上げる。国債を広義に解して、短期から超長期までの国債や交付国債のほかに、政府短期証券、政府保証債なども対象とする。第1章から第3章においては、この期間の国債・政府保証債等の推移を概観する。財政の状況、国債管理政策の展開、国債の発行市場と流通市場のそれぞれの状況、税制の変化、資金運用部や国債整理基金といった政府機関の動向を眺めるとともに、交付国債、政府保証債、同外債、政府短期証券、短期国債、財投債にも各1節を充てることにする。

4 第1章 平成元年度から平成12年度までの国債・政府保証債の推移

第4章では、多様化の進展として流通市場でのデリバティブ取引の展開、引受特にシ団引受の推移、発行条件と手数料の変化を取り上げる。第5章は市場との対話の進展を扱い、入札方式の変化、国債市場懇談会の開始までの事情と同懇談会での議論、更にはそれらの議論を受けて各種の措置がどのようにとられたかをたどるほか、格付の変化にも言及する。

第1節 財政の状況と国債発行額の概観¹⁾

1 各年度の予算と国債

はじめに、財政の状況を予算と国債との関係を中心にして、財務省『ファイナンス』各号などに基づいて概説する。まず平成元年度予算では、翌年度までに特例国債への依存から抜け出すことを目標に歳出を見直すなどして、特例国債は前年度当初の発行予定額に比べて1兆8200億円減である1兆3310億円の発行予定となり、建設国債（新規財源債）発行額は前年度比約1兆7000億円減の7兆1110億円となった。国債依存度は前年度当初の15.6%から11.8%に低下した。借換債を含む実績値では前年度に比べて3兆7000億円増の27兆円が発行され、残高は160兆9100億円になった（表1-1-1参照）。実績値ベースの国債依存度は前年度の11.6%から10.1%に低下した。

平成2年度予算では、特例国債発行額はゼロとなって昭和50年度以来継続していた特例国債への依存から脱却し、以後平成5年度までこの状態が続いた。建設国債発行額は前年度比約1兆5000億円減の5兆5932億円、国債依存度は8.4%になった。借換債を含む実績値では発行額は39兆円、残高は166兆3379億円になった。実績値ベースの国債依存度は10.6%になった。

平成3年度予算では、建設国債発行額を5兆3430億円と前年度当初予算に比して2500億円減額して、国債依存度は7.6%にさらに低下した。借換債を含む実績値では発行額は37兆3000億円、残高は171兆6473億円になった。実績値ベースの国債依存度は9.5%に低下した。

平成4年度予算では、建設国債発行額を7兆2800億円と前年度当初予算比で1兆9370億円の増加として、国債依存度は10.1%に上昇した。借換債を含む実績値では発行額は46兆1000億円、残高は178兆3681億円になった。実績値ベースの国債依存度は13.5%になった。

平成5年度予算では、建設国債発行額を8兆1300億円と前年度当初比8500億円増加して、国債依存度は11.2%に上昇した。借換債を含む実績値では発行額は54兆8000億円、残高は192兆5393億円になった。実績値ベースの国債依存度

は21.5%になった。

平成6年度予算では、建設国債を前年度当初予算比で2兆3800億円増の1兆5092億円発行するとともに、所得税減税等に伴う税収減に対処するものに限って特例国債を3兆1338億円発行することになった。なお、この特例国債は税制改革の年内実現によって歯止めがかかることが企図されていた。国債依存度は18.7%と高水準となった。借換債を含む実績値では発行額は54兆7000億円、残高は206兆6046億円になった。実績値ベースで国債依存度は22.4%であった。

平成7年度予算では、建設国債を9兆7469億円発行することとし、所得税減税の実施による租税収入減を補うため特例国債2兆8511億円の発行を予定した。国債依存度は17.7%となった。借換債を含む実績値では発行額は68兆4000億円、残高は225兆1847億円になった。国債依存度は実績値ベースでは28.0%となった。

平成8年度予算では、7年ぶりの償還財源の手当てがない特例国債11兆9980億円の発行を含め21兆290億円にのぼる国債発行を予定し、国債依存度は28.0%となった。借換債を含む実績値では発行額は70兆6000億円、残高は244兆6581億円であった。国債依存度は実績値ベースで27.6%となった。

平成9年度予算では、国債発行が4兆3000億円減の1兆67070億円、特例国債は4兆5000億円の減で7兆4700億円、国債依存度は21.6%に下がった。財政赤字の縮減から財政構造改革の第一歩を踏み出した。借換債を含む実績値では発行額は71兆1000億円、残高は257兆9875億円になった。国債依存度は実績値ベースで23.5%となった。

平成10年度予算では、財政構造改革法成立後初めての予算として国債減額を達成するべく、前年度当初予算より建設国債を8100億円、特例国債を3400億円、国債全体では1兆1500億円それぞれ減額して全体で15兆5570億円の発行とした。国債依存度は20.0%に低下した。借換債を含む実績値では発行額は95兆8000億円、残高は295兆2491億円になった。実績値ベースでは国債依存度は40.3%であった。

平成11年度予算では、国債発行は前年度当初予算より15兆4900億円増額して31兆500億円、うち建設国債は9100億円増の9兆3400億円、特例国債は14兆5800億円増の21兆7100億円であった。国債依存度は前年度当初比17.9ポイント増加して37.9%に上昇した。借換債を含む実績値では発行額は99兆8000億円、残高

は331兆6687億円になった。実績値ベースでは国債依存度は42.1%となった。

平成12年度予算においては、国債発行は前年度当初予算より1兆5600億円増加して32兆6100億円、国債依存度は前年度当初予算比0.5ポイント増の38.4%と上昇した。借換債を含む実績値では発行額は105兆4000億円、残高は367兆5547億円になった。実績値ベースで国債依存度は36.9%となった。

表 1-1-1 国債発行額・償還額・現存額

(単位：兆円、%)

年 度	発行額	新規国債	借換債	償還額	現存額	市中消化分	市中消化の割合
昭和63	23.3	7.4	15.9	18.3	156.8	17.8	76.3
平成元	27.0	6.5	20.5	22.9	160.9	21.6	79.9
2	39.0	7.1	32.0	33.6	166.3	33.2	85.2
3	37.3	7.2	30.1	32.0	171.6	33.0	88.3
4	46.1	9.5	36.7	39.4	178.4	38.8	84.1
5	54.8	16.2	38.6	40.6	192.5	42.8	78.1
6	54.7	16.1	38.7	40.7	206.6	46.9	85.7
7	68.4	20.9	47.5	49.9	225.2	56.5	82.6
8	70.6	22.3	48.3	51.2	244.7	54.5	77.2
9	71.1	17.8	53.3	57.8	258.0	54.9	77.1
10	95.8	30.2	65.6	58.6	295.2	69.1	72.1
11	99.8	38.3	61.5	63.4	331.7	90.5	90.7
12	105.4	36.1	69.3	69.5	367.6	101.7	96.5

(注) 額面ベース。発行額・償還額・現存額には資金運用部・日銀引受と郵便貯金資金の金融自由化対策資金応募を含む。

(出所) 大蔵省(財務省)理財局『国債統計年報』、財務省ホームページ「戦後の国債管理政策の推移」、公社債引受協会・日本証券業協会『公社債年鑑』の各年版により作成。

〔注〕

- 1) 本節は『ファイナンス』各号に基づく。更に『平成財政史—平成元～12年度—』第2巻「予算」(平成25年、大蔵財務協会)も参照。

2 財政の中期展望¹⁾

特例国債の発行を契機として財政の中期的展望を提示することが必要となり、大蔵省は昭和51年度以降「財政収支試算」を策定・公表してきたが、財政の現

状を踏まえたより精緻な積上げ方式による財政計画が必要である、との国会の指摘を受けて昭和56年度に試案「財政の中期展望」を提示した。更にその後、中期的な視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛りとして「財政の中期展望」、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」（抜粋は表1-1-2、及び1-1-3参照）、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」（一例は表1-1-4参照）等を予算委員会に提出するようになった。

「財政の中期展望」は将来の予算編成を拘束する財政計画ではなく、当該年度の予算における制度・施策を前提として、一定の仮定の下にこれをそのまま将来に投影した財政の姿を示し、基本的には政策的意図を反映しないものであった。

基本的な枠組みは

- (1) 一般歳出は後年度負担額推計に基づいて計上、
- (2) 公債金収入は機械的に一定額を計上、
- (3) 歳出と歳入のギャップを要調整額とし、収支不一致のまま、

とされた。歳出と歳入は各々一定の仮定を置いて別々に推計されているため、両者の間にギャップが生ずる。これが要調整額であり、各年度の予算編成において歳出の削減又は歳入の増収措置によって解消するべきものであるとされた。

「財政の中期展望」の各項目のうち、国債費と公債金収入と要調整額の推計は次のとおりで、前年度と異なる部分を中心に各年の概要を次に掲げる。¹⁾

(平成元年度)

(1) 国債費

国債整理基金への定率・差減額繰入れは平成元年度もやむを得ず停止するが、これは「財源確保法」による単年度の特例措置であり、平成2年度以降は国債整理基金特別会計法に従って国債残高の100分の1.6等を繰り入れるという前提であった。このため平成2年度の国債費は14兆3800億円であって、前年度よりも2兆7200億円の増加でその伸び率は23.3%、うち利子等は10兆4000億円であり、平成2年度～平成4年度の定率・差減額繰入れ額は2兆7200億円、2兆8000億円、2兆8600億円と見込んだ。

なお、平成3年度以降には、交付税特別会計から一般会計に振替整理した借入金及び国鉄から一般会計が承継した棚上げ債務の償還予定額を計上した。3年度では国債費は14兆8700億円が計上され、その対前年度増加額は4900億円と

見込まれた。

(2) 公債金収入

平成2年度での特例国債依存体質を脱却するという目標を前提として、特例国債は平成2年度以降ゼロとした。建設国債は平成元年度発行予定額の5兆7800億円と同額を計上した。

(3) 要調整額

予備枠を含まない要調整額は、平成2年度、平成3年度でそれぞれ3兆8700億円、3兆9400億円であり、仮にNTT株式の適切な売却等により定率繰入れを引き続き停止するとしても、なお1兆1500億円、1兆1400億円が残る。平成4年度は2兆9200億円と平成3年度より減少する。

(平成4年度)

(1) 国債費

国債費の大宗を占める利払費については、既発行分は積上げ推計により、今後発行される分は一定の条件に基づき機械的に推計して11兆4300億円とした。NTT無利子貸付制度により貸し付けられた資金は、A、B、C各タイプの償還条件に従って産業投資特別会計に償還され、その額がそのまま一般会計を通じて国債整理基金に繰り戻されるとした。なお、平成4年度予算では国債費は16兆4473億円が計上された。

定率繰入れは平成2年度予算で復活され、平成4年度予算においても実施することとされており、5年度以降も毎年度定率繰入れが実施されるとした。

(2) 公債金収入

公債金収入（建設国債）は、平成7年度以降国債残高累増体質からほぼ脱却することを目処としつつ、平成7年度に国債依存度が5%を下回る水準を仮置きして、平成5年度以降毎年度1兆1500億円ずつ機械的に均等に減額するとした。

(3) 要調整額

平成5年度3兆600億円、平成6年度3兆8200億円、平成7年度4兆1800億円となる。

(平成5年度)

(1) 国債費

利払費については既発行分を積上げ推計により、今後発行される分を機械的な推計により10兆9700億円と計上している。NTT無利子貸付制度により貸し付けられた資金は償還条件に従って産業投資特別会計に償還され、その額がその

まま一般会計を通じて国債整理基金に繰り戻されるとして推計を行っている。定率繰入れは6年度以降毎年度定率繰入れを実施するとした。なお、平成5年度予算では国債費は15兆4423億円が計上された。

(2) 公債金収入（建設国債）

平成7年度以降国債残高累増体質からほぼ脱却することを目処としつつ、平成7年度に国債依存度が5%を下回る水準を仮置きして、平成6年度以降毎年度2兆2500億円ずつ機械的に均等に減額することとし、平成8年度は平成7年度と同額と仮置きした。

(3) 要調整額

平成6年度5兆3000億円、平成7年度6兆8500億円、平成8年度5兆9500億円となる。

(平成6年度)

(1) 国債費

利払費については既発行分を積上げ推計により、今後発行される分を機械的な推計により10兆9100億円と計上している。NTT無利子貸付制度により貸し付けられた資金は償還条件に従って産業投資特別会計に償還され、その額がそのまま一般会計を通じて国債整理基金に繰り戻されるものとして推計を行っている。なお、平成6年度は「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律」に基づき特例国債を3兆円余発行するが、税制改革の具体的な姿が明らかでないので、この経費については推計の対象としていない。平成6年度予算で国債費は14兆3602円が計上された。

(2) 公債金収入

国債依存度が平成11年度に5%を下回る水準を仮置きし、平成6年度予算における公債金収入の額から平成7年度以降毎年度8500億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上している。

(3) 要調整額

平成7年度7兆7100億円（新規施策等の予備枠を考慮した場合8兆3600億円）、平成8年度7兆4200億円（同8兆7700億円）、平成9年度7兆7800億円（同9兆8700億円）が見込まれる。

(平成7年度)

(1) 国債費

平成10年度の国債費の推計に当たって、減税先行とされた税制改革における

租税収入の減少を補うために「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」（「減税特例公債法」）に基づいて発行される減税特例国債の償還期間が通常よりも短い20年とされたことに伴い、必要となる一般会計からの繰入れも含めた。なお平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度予算では、国債費はそれぞれ13兆2213億円、16兆8500億円、17兆3800億円、18兆500億円が計上された。

(2) 公債金収入

国債が累増しないような財政体質を作り上げることを目指して、中期的視点に立った財政運営を進めていく際の検討の手掛かりとして、国債依存度が平成12年度に5%を下回る水準を公債金収入推計の前提として仮置きし、平成7年度の公債金収入の額（税制改革に伴って一時的に発行する特例国債及びNTT事業償還時貸付金の財源とする建設国債を除く）から平成8年度以降毎年度9000億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

平成8年度における特例国債の欄の公債金収入は「減税特例公債法」に基づくいわゆる減税特例国債の発行による収入である。「中期展望」の税収試算上、平成8年分の特別減税を織り込んでいないため、平成8年度の特例国債の公債金収入は平成7年度のそれよりも少なくなった。

(3) 要調整額

平成8年度9兆7700億円、平成9年度9兆9600億円、平成10年度9兆5700億円となる。

(平成9年度)

閣議決定で「平成17年度までのできるだけ早期に、特例公債依存から脱却するとともに、公債依存度の引下げを図る」とされていることを踏まえ、毎年度1兆円ずつ均等に特例国債を減額する姿を仮に置いた。建設国債は平成9年度と同額と仮定した。その上で、経済計画の想定する経済の姿（名目成長率3.5%、1.75%等）や現行の制度・施策等を前提に、一定の仮定の下に歳出・歳入が推移した場合の将来の財政の姿を示し、特例国債1兆円減額のために必要な総額を要調整額として示した。試算によれば、平成10年度においては、名目3.5%の経済成長率に伴って税収が増加するとしても国債費、地方交付税、既存の制度・施策における一般歳出の増加は賄いきれず、要調整額は4兆400億円（経済成長率1.75%の場合4兆5200億円）に及ぶこととなった。

(平成10年度)

要調整額は平成11年度3.0-3.2兆円、平成12年度3.3-4.1兆円となる。なお、平成10年度、11年度、平成12年度では国債費はそれぞれ17.3兆円、17.9-18.5兆円、18.4-19.3兆円が計上された。

表 1-1-2 各年度の財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(抄)

ない点にも留意する必要がある。

2. (今後の財政改革の進め方)
(中略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成元年2月大蔵省)

1. (平成元年度予算と今後の財政改革)

(1) 平成元年度予算においては、……

特例公債の発行額は前年度当初予定額に比べ1兆8200億円減額され、「平成2年度特例公債依存体質からの脱却」という努力目標の達成に向けて着実に前進するとともに、公債依存度も11.8%にまで低下するに至った。

(2) しかしながら、平成元年度末公債

残高は約162兆円に達すると見込まれ、その利払い等に要する国債費は定率繰入れを停止してもなお一般会計歳出の19.3%を占めるに至っており、今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など内外情勢の変化に適切に対処しつつ、我が国経済社会の活力を維持し、国民生活の安定と充実を図るためには、財政の対応力の回復を図ることが引き続き緊要な課題である。

また、国民の理解と協力を得て税制改革を円滑に実施するためにも、行財政改革を引き続き推進する必要がある。

なお、いわゆる財政支出の繰延べや国債費の定率繰入れの停止等の臨時特例措置を引き続き講じざるを得

(3) 国債

① 国債の大量の償還・借換えを金融情勢に応じ円滑に行うため、短期の借換債の発行及び借換債の年度越え前倒し発行を活用するとともに、国債の償還財源については、当面、国債整理基金特別会計に帰属させた日本電信電話株式会社の株式の適切な売却に努めること等によりその確保を図るとともに、日本たばこ産業株式会社の株式の売却についても会社の経営状況等を踏まえて慎重に検討を進めるなど、今後とも、公債の円滑な償還を図るよう、各年度の国債整理基金の状況、歳入・歳出の動向等に即し、最大限の努力と工夫を行う。

② 特例公債の償還方法については、引き続き、四条公債と同様の方法によることとするとともに、今後の財政事情の中で、できる限り早期償還に努める。

③ 借換債を含めた総公債発行額をできるだけ抑制することにより、国民総生産に対する公債残高の比率を極力低くとどめるよう努める。

また、このような努力により、長期的に一般会計歳出に占める国債費のシェアの縮小を図る。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方（平成2年3月大蔵省）

1. ……平成2年度予算においては、財政改革の第一段階である「平成2年度特例公債依存体質からの脱却」という努力目標が達成されたところである。
 2. しかしながら、平成2年度末国債残高は約164兆円に達すると見込まれ、その利払い等に要する国債費は一般会計歳出の21.6%を占めるなど、我が国の財政事情は、先進諸外国と比較してみても依然として極めて厳しい。また、現在の財政構造には、税収の減少が生じた場合に対応し得る弾力性は極めて限られており、ひとたび景気の落ち込み等により税収減が生じた場合には、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。更に、いわゆる財政支出の繰延べ措置や国鉄清算事業団長期債務等の処理問題が残されていることにも留意する必要がある。
- このような財政体質が改善されない限り、財政が健全体に復したとは到底言えず、引き続き第二段階の財政改革を強力に推進していく必要がある。
3. 特例公債依存体質脱却後の中期的な財政運営の在り方については、先般、財政制度審議会の報告が出されたところである。今後は、この報告に沿って、次のとおり財政改革を進めていくこととする。

（中略）

- (2) このような基本的方向を踏まえ、今後の中期的財政運営としては、次のように進めることとする。
 - ① 国債残高の累増抑制のための方策としては、財政の景気調整機能を高め、あわせて景気・税収変動が生じて、特例公債を発行する

ことなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、まず建設公債の公債発行限度額一杯の発行といった特例公債発行下の緊急避難的な措置は本来の健全財政原則に戻し、新規国債発行額の抑制により、早急に公債依存度を引き下げるよう努めることとする。

その際、公債依存度は、5%を下回る水準を一つの目処とする。なお、公債依存度は、経済社会情勢の動向と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げるよう努めることとする。

（注）公債依存度という指標は、歳入全体に占める公債収入の割合を示すものであり、個別分野の歳出、例えば社会資本整備については、中長期的展望に立って着実にその充実を図る等、適切に対処すべきものである。

- ② 国債残高の累増抑制のためのもう一つの方策である特例公債の早期償還についても、各年度の予算編成において、できるだけ努力することとする。

このため、決算剰余金について全額国債整理基金繰入れを行う等当初予算において見込み得なかった財源が生じた場合には、特例公債の償還財源として活用を図ることとする。更に、日本電信電話株式会社株式について、今後、売払収入が生じた場合には、その時々

の経済情勢、財政事情、国債整理基金の資金繰り状況、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備事業の財源問題等を総合的に勘案しつつ、特例公債の償還財源に充てるよう努めることとする。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成3年1月大蔵省)

1. (平成3年度予算と財政の現状)
 - (1) 平成3年度予算においては、……公債発行額は前年度当初予算に比べ2502億円減額の5兆3430億円、公債依存度は前年度当初予算に比べ0.8%ポイント低下の7.6%となり、財政の健全化に向けて新たな第一歩を踏み出すものとなった。
 - (2) しかしながら、平成3年度末公債残高は約168兆円もの巨額に達するものと見込まれ、その利払い等に要する国債費は一般会計歳出の22.5%を占めるなど、我が国の財政事情は、先進諸外国と比較してみても依然として極めて厳しい。また、多額の建設公債に依存する現在の財政構造は、ひとたび景気の落ち込み等により税収の著しい鈍化が生じた場合には、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。さらに、いわゆる財政支出の繰延べ措置・国鉄清算事業団長期債務等の処理問題が残されていることにも留意する必要がある。
2. (今後の財政改革の進め方)

(中略)

 - (3) また、特例公債の発行という事態は二度と生じさせてはならず、景気・税収変動が生じて、特例公債

を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、公債発行対象経費の大半を常時建設公債により賄うといった特例公債発行下の緊急避難的な財政運営は、早急に本来の健全な財政の姿に戻す必要がある。このことは、財政の景気調整機能を高めるという観点からも、要請されるところである。

- (4) 以上の基本的考え方を踏まえて、今後の中期的財政運営に当たっては、来るべき本格的高齢化社会に多大の負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指すこととする。このため、引き続き国と地方を通じた行財政改革を推進し、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに努めることにより公債発行額を極力縮減し、公債依存度の引下げを図る。あわせて、特例公債の早期償還に努める。なお、公債依存度については、5%を下回る水準を一つの目処とする。ただ、公債依存度は、経済社会情勢と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げるよう努める。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成4年1月大蔵省)

1. (平成4年度予算と財政の現状)
 - (1) 平成4年度予算においては、……公債発行額は前年度当初予算に比べ

1兆9370億円増額の7兆2800億円、公債依存度は前年度当初予算に比べ2.5%上昇の10.1%となった。

- (2) 平成4年度末公債残高は約174兆円もの巨額に達するものと見込まれ、その利払い等に要する国債費は一般会計歳出の22.8%を占めるなど、我が国財政は依然として構造的な厳しさが続いている。加えて、多額の建設公債に依存する現在の財政構造は、今後の景気・税収変動によっては、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。さらに、いわゆる財政支出の繰延べ措置・国鉄清算事業団長期債務等の処理問題が残されていることにも留意する必要がある。

2. (今後の財政改革の進め方)

(中略)

- (3) また、特例公債の発行という事態は二度と生じさせてはならず、景気・税収変動が生じて、特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、建設公債の発行額を増加させるといった財政運営は、今後の経済情勢や財政事情等に応じ、早急に、可能な限り建設公債に依存しない財政の姿に戻す必要がある。
- (4) 以上の基本的考え方を踏まえて、今後の中期的財政運営に当たっては、来るべき本格的高齢化社会に多大の負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指すこととする。このため、引き続き国と地方を通じた行財政改革を推進し、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに

努めることにより公債発行額を極力縮減し、公債依存度の引下げを図る。あわせて、特例公債の早期償還に努める。

なお、公債依存度については、5%を下回る水準を一つの目安とする。ただ、公債依存度は、経済社会情勢と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げよう努める。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成5年1月大蔵省)

1. (平成5年度予算と財政の現状)

- (1) 平成5年度予算においては、……特例公債の発行を回避したところであるが、他方、……建設公債の発行額を増加させることとした。

この結果、公債発行額は前年度当初予算に比べ8500億円増額の8兆1300億円、公債依存度は前年度当初予算に比べ1.1%上昇の11.2%となった。

- (2) 我が国財政は、公債残高が平成5年度末には約182兆円程度にも達する見込みであり、国債費が一般会計歳出の21.3%を占め他の政策的経費を圧迫するなど、構造的な厳しさが続いている。また、平成5年度まで懸命な努力により特例公債を発行することなく予算編成を行ってきたが、我が国財政は、依然として脆弱な構造を内包している。さらに、いわゆる特例的な歳出削減措置・国鉄清算事業団長期債務等の処理問題が残さ

れていることにも留意する必要がある。

(以下省略)

2. (今後の財政改革の進め方)

(中略)

(3) また、特例公債の発行という事態は二度と生じさせてはならず、景気・税収変動が生じて、特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、建設公債の発行額を増加させるといった財政運営は、今後の経済情勢や財政事情等に応じ、建設公債を可能な限り抑制した財政の姿に戻していくことが重要である。

(4) 以上の基本的考え方を踏まえて、今後の中期的財政運営に当たっては、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくため、高齢化社会に多大の負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指すこととする。このため、引き続き国と地方を通じた行財政改革を推進し、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに努めることにより公債発行額を極力縮減し、公債依存度の引下げを図る。あわせて、特例公債の早期償還に努める。

なお、公債依存度については、5%を下回る水準を一つの目処とする。ただ、公債依存度は、経済社会情勢と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行き得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げるよう努める。

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成6年5月大蔵省)

1. (平成6年度予算と財政の現状)

(1) 平成6年度予算においては、……平成5年度第2次補正予算に引き続き、定率繰入れ等を暫定的に停止することとした。

公債金については、……建設公債を増発するほか、所得税減税等に伴う税収減に対処するためのものに厳に限り、特例公債を発行することとした。この結果、公債発行額は前年度当初予算に比べ5兆5130億円増額の13兆6430億円、公債依存度は18.7%となり、平成6年度末の公債残高が200兆円を超えるものと見込まれる。

(2) このように公債残高が累増する中で、国債費が一般会計歳出の2割程度を占め他の政策的経費を圧迫するなど、我が国財政は、構造的に益々厳しさを増していることに加え、バブル経済崩壊の影響等を受け、税収が2年連続して前年度の当初見込みを下回ると見込まれるなど、誠に深刻な状況に立ち至っている。更に、いわゆる特例的な歳出削減措置・国鉄清算事業団長期債務等の問題についても留意する必要がある。

2. (今後の財政改革の進め方)

(中略)

(3) また、特例公債は財政法の基本原則に著しく反し、後世代に利払費等の負担だけを残すものであることから、景気・税収変動が生じて、こうした歯止めなき特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことは重要な

課題である。このため、今後の経済情勢や財政事情等に応じ、建設公債の発行を可能な限り抑制した財政の姿に戻していくことが重要である。

- (4) 以上の基本的考え方を踏まえて、今後の中期的財政運営に当たっては、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくため、引き続き健全な財政運営を確保しつつ、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることが基本的課題である。このため、引き続き国と地方を通じた行財政改革を推進し、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに努めることにより公債発行額を極力縮減し、公債依存度の引下げを図る。あわせて、特例公債の早期償還に努める。

なお、公債依存度については、5%を下回る水準を中期的な一つの目安とする。ただ、公債依存度は、経済社会情勢と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げよう努める。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たったの基本的考え方（平成7年1月大蔵省）

1.（平成7年度予算と財政の現状）

- (1) 平成7年度予算においては、……平成6年度予算に引き続き定率繰入れ等3兆2457億円を停止する等の措置を講ずるとともに、平成5年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰入れ相当額5663億円の同基金への繰戻しを平成8年度まで延期す

るという臨時異例の措置を講ずることとした。……

公債金については、NTT株式の売却収入に係る無利子貸付けの繰上償還に係るものを除いた建設公債をやむを得ず増発するほか、平成7年度における所得税減税の実施等による租税収入の減少を補うため、いわゆる減税特例公債を発行することとした。この結果、公債発行額は12兆5980億円、公債依存度は17.7%となり、平成7年度末の公債残高は約212兆円に増加する見込みである。

- (2) このように公債残高が累増する中で、我が国財政は、国債費が一般会計歳出の18.6%を占め、政策的経費を圧迫するなど、構造的にますます厳しさを増している。また、国際的に比較しても、公債依存度、利払費率等が、主要先進諸国の中でも一、二を争う高い水準にあるなど、我が国財政は著しく悪化した状況にある。加えて、平成5年度決算において税収が3年連続して減少し、初めて2年連続して決算上の不足を生じるという極めて異例な事態となり、その後の税収動向にも厳しいものが見込まれている。更に、公債残高の累増に加え、国鉄清算事業団長期債務等があることや極めて厳しい状況の下における財政運営上のやむを得ざる措置として講じられた特例的な措置の中には今後処理を要するものもあるなど、財政事情は一段と深刻の度を増している。こうした足下の財政事情に加え、安定成長下の経済においては、過去見られたような大幅な税収の増加を期待することは困難であり、我が国財政は一刻も放置しておけないほどに脆弱な体質に陥って

いる。

2. (今後の財政改革の進め方)

(中略)

- (3) また、特例公債は財政法の基本原則に著しく反し、後世代に利払費等の負担だけを残すものであることから、景気・税収変動が生じて、こうした財政体質の歯止めなき悪化につながりかねない特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことは重要な課題である。このため、今後の経済情勢や財政事情等に応じ、建設公債の発行を可能な限り抑制した財政の姿に戻していくことが重要である。

(中略)

- (5) 我が国財政は極めて厳しい状況にあるが、今後の中期的財政運営に当たっては、財政がその対応力を回復することにより、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくことが必要である。このため、国と地方を通じた行財政改革を強力に推進し、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに努め、公債依存度の引下げ等を図ることにより、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることが基本的課題である。

なお、公債依存度については、5%を下回る水準を中期的な一つの目処とする。ただ、公債依存度は、経済社会情勢と密接に関連しており、毎年度均等に引下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げよう努める。

(以下省略)

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方(平成8年1月大蔵省)

1. (平成8年度予算と財政の現状)

- (1) 平成8年度予算においては、……平成元年度以来7年ぶりに、当初予算段階から償還財源の手当てのない特例公債の発行を余儀なくされ、多額の特例公債を含めた公債発行額は約21兆円となった。この結果、公債依存度は28%と、いわゆるマイナスシーリングを開始した昭和58年度を上回る高い水準に至った。また、平成8年度末における公債残高は約241兆円に達する見込みである。
- (2) このように公債残高が累増するなか、国債費は税収総額の約3割に当たる約16兆円という巨額の規模となり、政策的経費を著しく圧迫している。国際的にみても、主要先進諸国がいずれも財政健全化を最優先課題としているなかにおいて、我が国財政は公債依存度、利払费率等がこれらの国と比較して一、二を争う水準にあるなど著しく悪化した状況にある。これに加え、近年講じた特例的な歳出削減措置の中には今後処理を要するものがあることや国鉄清算事業団長期債務が存在することなど、財政事情は極めて深刻である。

2. (今後の財政改革の課題)

(中略)

- (5) 我が国財政は昭和50年度から15年間にわたり特例公債に依存し続けてきたが、その間特例公債依存からの脱却と公債依存度の引下げを目標として財政改革に努めてきた。平成2年度に特例公債依存から脱却した以降は、公債残高が累増しないような体質を作り上げることを目指し、公債依存度が5%を下回る水準を中期

的な一つの目処とするとともに、将来世代への負担の転嫁そのものである特例公債発行の回避に努めてきたところである。

しかしながら、今般再び、我が国財政は特例公債を含む約21兆円に及ぶ公債に依存せざるを得ない状況となった。今後の財政改革の道筋を展望すると、かつて特例公債依存からの脱却を目指し財政改革を強力で推進していた時代と比しても極めて深刻な事態に立ち至ったと言わざるを得ない。このような財政の現状を放置することなく、財政健全化のための新たな目標とその実現に向けた方策について、幅広い議論を踏まえつつ、更に検討していくこととしたい。

(以下省略)

財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方 (平成9年1月大蔵省)

(中略)

- この財政健全化目標の下、平成9年度予算においては、各般の制度改革を織り込むこと等により、一般歳出の伸率を1.5%と9年ぶりの低い水準に抑制するとともに、公債減額4兆3220億円、特例公債については4兆5280億円の縮減を実現し、国債費を除く歳出を租税等の範囲内に抑制し、現世代の受益が負担を上回る状況を解消するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところである。

しかしながら、我が国財政は、平成9年度末において公債残高が254兆円に達する見込であるなど、引き続き危機的な状況にあり、平成10年度予算編成に向けて、早い時期から歳出の全般的見直しを進めるとともに、概算要求

段階から一層厳しい抑制に取り組むなど、更なる歳出削減のため、努力していく必要がある。

(以下省略)

財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方 (平成10年1月大蔵省)

- 平成9年11月に、平成15年度までの財政構造改革の当面の目標、平成10年度から平成12年度までの集中改革期間における主要な経費に係る量的縮減目標、各歳出分野における改革の基本方針等を規定した「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(以下「財政構造改革法」という。)が成立した。
- 集中改革期間の初年度に当たる平成10年度予算においては、財政構造改革法に従って、限られた財源を重点的・効率的に配分しつつ、歳出全般について、聖域を設けることなく徹底した見直しを行い、一般歳出の規模につき前年度当初予算に対し5705億円、1.3%の縮減を達成したところである。また、長年の懸案である国鉄長期債務及び国有林野累積債務についても具体的な処理策をまとめるとともに、各般の制度・施策の見直しを行ったところである。これらにより、平成10年度予算は財政構造改革の更なる一步を進めることができたものと考えている。

しかしながら、我が国財政は、平成10年度末において公債残高が約279兆円に達する見込みであり、21世紀の我が国経済社会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福祉社会を実現していくためには、現在の危機的な財政状況から脱却し、様々な政策要請に十分対応できる財政構造を構築していくことが必要である。

(以下省略)

財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方（平成11年1月大蔵省）

（中略）

2. （平成11年度予算）

……平成11年度予算における公債発行予定額は前年度当初予算より約15.5兆円増加し、約31兆円となり、公債依存度は前年度当初予算に比べ17.9ポイント増加し、37.9%となった。

3. （財政の現状）

我が国財政は、平成11年度末において、公債残高が約327兆円に達する見込みである。他方、こうした中で、社会保障関係費について、急速な高齢化に伴いその増大が見込まれることに加え、創造的で活力に富んだ国家を目指した科学技術の振興や着実な社会資本の整備等様々な財政需要にも適切に対応していく必要がある。また、地方の財政事情についても、税収は大幅に落ち込み、巨額の財源不足が見込まれている。このように、我が国財政を巡る状況は危機的であると言わざるを得ない。

（以下省略）

財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方（平成12年2月大蔵省）

1. （平成12年度予算編成の考え方）

平成12年度予算は、……公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの観点に立って編成した前年度当初予算と同額を確保するとともに、……金融面については、金融システム安定化・預金者保護を図るため、新たに預金保険機構に交付する国債の償還財源として、4兆5000億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

（中略）

2. （財政の現状）

(1) 我が国財政は、景気回復に向けた諸施策に伴う歳出の増大や大幅な減税の実施などにより、平成12年度予算における公債発行予定額は32兆6100億円、公債依存度は38.4%となり、平成12年度末の公債残高は364兆円、対GDP比73%、国・地方の長期債務残高は645兆円にも達する見込みとなるなど危機的状況となっている。

（以下省略）

表 1-1-3 財政事情に関する仮定計算例（抄）（計数の一例は『平成財政史—平成元～12年度—』第9巻「資料(2)」表9-131参照）

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方（平成元年2月大蔵省）

（中略）

なお、平成元年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛か

りを示すものとして、後年度負担額推計をもとに今後の財政事情を展望すると、別添のとおりである。

歳出の推計については、平成元年度予算における制度・施策を前提とし、一定の仮定の下に、これを将来に投影する後年度負担額推計を基本としている。

歳入については、平成元年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、等率の手法等により将来の額を算出する中期的な推計を示している。

このような意味において、本推計は、将来の予算編成を拘束するものではなく、

また、ここに計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ、適宜見直されるべきものである。

〔算 出 要 領〕

1. 歳 出

歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上した。

推計に当たっては、「世界とともに生きる日本—経済運営5カ年計画—」（昭和63年5月）（以下「世界とともに生きる日本」）で見込まれている経済指標等を参考とした。

なお、下段〔 〕内に、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額を併記した。予備枠は、平成2年度から4年度までの各年度の各部門一般歳出規模に対し、それぞれ、平成2年度1.5%、3年度3.0%、4年度4.5%に相当する額とした。

2. 歳 入

(1) 税 収

「世界とともに生きる日本」で見込まれている名目成長率及び税収の過去の平均的弾性値、昭和63年に行われた税制改革の影響等を勘案して機械的に算出した税収総額を計上した。

(2) その他の収入

① 国債整理基金特別会計受入金
平成2年度及び3年度に、平成元年度と同額を計上した。

② 税外・その他収入

「世界とともに生きる日本」で見込まれている名目成長率を前提として機械的に算出した税外・その他収入総額を計上した。

(3) 公債金収入

① 特例公債 平成2年度に特例公

債依存体質から脱却することを前提として、平成2年度から4年度までゼロとした。

② 四条公債 平成2年度から4年度まで、平成元年度発行額と同額を計上した。

3. 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。

要調整額は毎年度、特例公債の発行を行わないことを基本としつつ、歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

(1) 経常部門

経常部門歳出から

(イ) 経常部門税収（税収総額から投資部門税収を控除した額）

(ロ) 経常部門その他収入（その他収入総額から投資部門その他収入を控除した額）

を控除した額を計上した。

(2) 投資部門

投資部門歳出から

(イ) 投資部門税収（揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税及び石油税）

(ロ) 投資部門その他収入（国債整理基金特別会計受入金、各種負担金等）

(ハ) 四条公債金収入

を控除した額を計上した。

(注) 1. 昭和63年度は当初予算額、平成元年度は予算額、平成2年度～4年度の各年度は推計額である。

2. 計数は、原則として100億円未満の端数につき、それぞれ四捨五入して計上した。

3. 本試算の計数は、整理の結果、異動を生ずることが

ある。

財政改革を進めるに当たっての基本的考え方（平成4年1月大蔵省）

（中略）

平成4年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、後年度負担額推計をもとに今後の財政事情を展望すると、別添のとおりである。

歳出の推計については、平成4年度予算における制度・施策を前提とし、一定の仮定の下に、これを将来に投影する後年度負担額推計を基本としている。

歳入については、平成4年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、等率の手法等により将来の額を算出する中期的な推計を示している。

このような意味において、本推計は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ、適宜見直されるべきものである。

〔算出要領〕

1. 歳出

歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担推計額を計上した。

推計に当たっては、「世界とともに生きる日本—経済運営5カ年計画—」（昭和63年5月）（以下、「世界とともに生きる日本」）で見込まれている経済指標等を参考とした。

なお、下段〔 〕内に、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額を併記した。予備枠

は、平成5年度から7年度までの各年度の各部門一般歳出規模に対し、それぞれ、平成5年度1.5%、6年度3.0%、7年度4.5%に相当する額とした。

2. 歳入

(1) 税収

「世界とともに生きる日本」で見込まれている名目成長率、税収の過去の平均的弾性値、平成4年度税制改正の影響等を勘案して機械的に算出した税収総額を計上した。

(2) その他収入

① 国債整理基金特別会計受入金

平成5年度以降、4年度と同額を計上した。

② 税外・その他収入

「世界とともに生きる日本」で見込まれている名目成長率を前提として機械的に算出した税外・その他収入総額を計上した。

(3) 公債金収入（四条公債）

平成7年度以降公債残高累増体質からほぼ脱却することを目処としつつ、7年度に公債依存度が5%を下回る水準を仮置きして、5年度以降毎年度1兆1,500億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した（中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、機械的に均等に減額しているが、これは、各年度の予算編成において、その時々を経済情勢や財政事情等に応じ、変化し得るものである）。

3. 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。

要調整額は、毎年度、公債依存度を可能な限り引き下げを基本とし、歳出の削減又は歳入の増収措置によっ

て調整されるべきものである。

- (注) 1. 平成3年度は当初予算額、4年度は予算額、5年度～7年度の各年度は推計額である。
2. 計数は、原則として100億円未満の端数につき、それぞれ四捨五入して計上した。
3. 本試算の計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

財政改革を進めるに当たったの基本的考え方 (平成8年1月大蔵省)

(中略)

平成8年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、後年度負担額推計をもとに今後の財政事情を試算すると、別添のとおりである。

歳出の推計については、平成8年度予算における制度・施策を前提とし、一定の仮定の下に、これを将来に投影する後年度負担額推計を基本としている。

歳入については、平成8年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、等率の手法等により将来の額を算出する中期的な推計を示している。

このような意味において、本推計は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ適宜見直されるべきものである。

〔算 出 要 領〕

1. 歳出

歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担額推計を計上した。

推計に当たっては、「構造改革のための経済社会計画―一括ある経済・安心できるくらし―」(平成7年12月)(以下、「構造改革のための経済社会計画」)で見込まれている経済指標(名目成長率3.5%等)等を参考とした。なお、下段〔 〕内に、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額を併記した。予備枠は、平成9年度から11年度までの各年度の各部門一般歳出規模に対し、それぞれ、平成9年度1.5%、10年度3.0%、11年度4.5%に相当する額とした。

2. 歳入

(1) 税収

「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目成長率、税収の過去の平均的弾性値、税制改革及び平成8年度税制改正の影響等を勘案して機械的に算出した税収総額を計上した(今後の税制改正の影響は織り込んでいない)。

(2) その他収入

① 国債整理基金特別会計受入金
平成9年度以降、8年度と同額を計上した。

② 税外・その他収入「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目成長率を前提として機械的に算出した税外・その他収入金額を計上した。

(3) 公債金収入

試算1、試算2及び試算3は、それぞれ以下のような仮定に基づくものである。

〔試算1〕

特例公債につき、平成9年度以降の発行額をゼロと仮定した。

〔試算2〕

特例公債につき、平成12年度

(西暦2000年度)において発行額がゼロとなることを仮定し、8年度の発行額(減税特例公債の発行額及び緊急金融安定化資金のうち6,800億円に相当する額を除く。以下同じ。)から9年度以降毎年度23,600億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

〔試算3〕

特例公債につき、平成15年度(西暦2003年度)において発行額がゼロとなることを仮定し、8年度の発行額から9年度以降毎年度13,500億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上した。

なお、いずれについても、四条公債については、9年度から11年度まで8年度の発行額(緊急金融安定化資金のうち50億円に対応する額を除く。)と同額を仮置きして計上した。

3. 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。

要調整額は、歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

- (注) 1. 平成7年度は当初予算額、8年度は予算額、9年度～11年度の各年度は推計額である。
 2. 計数は、原則として100億円未満の端数につき、それぞれ四捨五入して計上した。
 3. 本試算の計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

〔参考〕各試算の解説

1. 試算1、試算2及び試算3は、特例公債発行下における過去の諸試算の例にならい、それぞれ特例公債を機械的に減額する姿により、今後の中期的な

財政事情を示したものである。

2. 試算2の仮定(平成12年度特例公債発行額ゼロ)を、仮に9年度以降における一般歳出の規模の抑制のみで満たすならば、各年度における一般歳出の伸率を約△5%とする必要があるものと推計される(12年度までの間における要調整額については考慮しない)。

また、試算3の仮定(平成15年度特例公債発行額ゼロ)を、仮に9年度以降における一般歳出の規模の抑制のみで満たすならば、一般歳出の規模を8年度以降少なくとも横ばいとし続ける必要があるものと推計される(15年度までの間における要調整額については考慮しない)。

3. 試算1、試算2及び試算3において用いる経済指標を、「構造改革のための経済社会計画」において規制緩和等の構造改革が進展しない場合の経済の姿として示されているものに代えた場合(名目成長率1.75%等)、9年度から11年度までの各年度における要調整額は以下のとおりと推計される。

	9年度	10年度	11年度
試算1 要調整額	142,400	151,700	168,500
試算2 要調整額	73,600	109,200	152,200
試算3 要調整額	63,800	90,100	124,400

(注) 税収額は、平成9年度574,000億円、平成10年度593,000億円、平成11年度604,400億円と推計される。

また、この場合において、上記2と同様の推計を行うならば、試算2については、各年度における一般歳出の伸率を約△8%とする必要があるものと推計され、試算3については、各年度における一般歳出の伸率を約△3.4%とする必要があるものと推計される。

(以下省略)

中期的な財政事情に関する仮定計算例 (平成8年1月大蔵省)

この仮定計算例は、中期的な財政運営についての審議の参考に供するため、国の一般会計について、平成8年度予算の計数を踏まえ、一定の仮定の下に機械的手法により、今後の財政収支の状況を試みに計算したものである。

したがって、この仮定計算例は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じ変化するものである。

[仮定計算例(イ)の解説]

1. 本仮定計算は、公債減額を行わず各年度における歳出・歳入のギャップを全て公債発行により賄うと仮定した場合における、平成18年度までの間の財政収支の状況を試算したものである。
2. 試算の前提は以下のとおりである。
 - 一般歳出—9年度から11年度までの間は、「財政の中期展望」における推計値を計上し、12年度以降は、各部門について同試算における11年度の伸率を用いた。
 - 地方交付税一名目成長率3.5%×弾性値1.2(税制改革、8年度税制改正の影響等を調整。)
 - 税収一名目成長率3.5%×弾性値1.1(税制改革、8年度税制改正の影響等を調整。)
 - 税外その他収入一名目成長率3.5%
 - 公債金収入(四条公債)—各年度の四条公債発行対象経費と基本的に同額を計上
(特例公債)—各年度の歳出・歳入のギャップの額から四条公債発行額に相当する額を引いた額を計上

3. 本試算の最終年度である18年度においては、公債発行額は約35兆円、うち特例公債発行額は約23兆円に達するものと推計される。公債残高は11年度には300兆円、16年度には400兆円を超え、18年度には約480兆円となり、その対GDP比は約68%となるものと推計される。

(注) 平成8年度のGDPは、8年度政府経済見通しによる額であり、9年度以降は各年度3.5%増。

4. 更に、仮に試算において用いる経済指標について、「構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし」(平成7年12月)において、規制緩和等の構造改革が進展しない場合の経済の姿として示されているもの(名目成長率1.75%等)を18年度まで用いるならば、18年度においては、公債発行額は約49兆円、うち特例公債発行額は約36兆円となり、同年度の国債費の額は税収額のほぼ半分に達するものと推計される。公債残高は11年度には300兆円、15年度には400兆円を超え、18年度には約540兆円となり、対GDP比は約92%となるものと推計される。

[仮定計算例(ロ)の解説]

1. 本仮定計算は、平成15年度(西暦2003年度)において特例公債の発行がゼロとなることを仮置きし、一方一般歳出については、9年度以降0%、3%、5%でそれぞれ等率で伸ばした場合における、15年度までの間の財政収支の状況を試算したものである。試算が示すとおり、0%ケースの場合と比べ、3%伸率の場合は、15年度において約9兆円の追加的な歳出・歳入ギャップを何らかの形で賄うことが必要であり、更に5%伸率の場合は、約17兆円の追加的な歳出・歳入ギャップ

を何らかの形で解消することが必要であると推計される。

2. 試算の前提は以下のとおりである。
- 地方交付税一名目成長率3.5%×弾性値1.2（税制改革、8年度税制改正の影響等を調整。）
 - 税収一名目成長率3.5%×弾性値1.1（税制改革、8年度税制改正の影響等を調整。）
 - 税外その他収入一名目成長率3.5%
 - 公債金収入（四条公債）—9年度以降8年度の発行額（緊急金融安定化資金のうち50億円に相当する額を除く。）と同額を仮置き（特例公債）—8年度の発行額（減税特例公債の発行額及び緊急金融安定化資金のうち6,800億円に相当する額を除く。）から9年度以降毎年度13,500億円減額

財政構造改革を進めるに当たったの基本的考え方（平成9年1月大蔵省）

（中略）

平成9年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的な視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、今後の財政事情を試算すると、別添のとおりである。

歳出の推計については、平成9年度予算における制度・施策等を前提とし、一定の仮定の下に、これを将来に投影する後年度負担額推計を基本としている。

歳入については、平成9年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、等率の手法等により将来の額を算出する中期的な推計を示している。

このような意味において、本推計は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ適宜見直されるべきものである。

〔算出要領〕

1. 歳出

歳出の諸経費ごとに算出した後年度負担額推計を計上した。

推計に当たっては、「構造改革のための経済社会計画—括力ある経済・安心できる暮らし—」（平成7年12月）（以下、「構造改革のための経済社会計画」）で見込まれている経済指標（名目成長率3.5%、1.75%等）等を参考とした。

なお、下段〔 〕内に、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額を併記した。予備枠は、平成10年度から12年度までの各年度の各部門一般歳出規模に対し、それぞれ、平成10年度1.5%、11年度3.0%、12年度4.5%に相当する額とした。

2. 歳入

(1) 税収

「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目成長率、税収の過去の平均的弾性値、平成9年度税制改正の影響等を勘案して機械的に算出した税収総額を計上した。

(2) その他収入

① 国債整理基金特別会計受入金
平成10年度以降、9年度と同額を計上した。

② 税外・その他収入
「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目成長率等を前提として機械的に算出した税外・その他収入の総額を計上し

た。

(3) 公債金収入

① 特例公債

「財政健全化目標について」(平成8年12月19日閣議決定)を踏まえ、平成17年度に特例公債依存から脱却することを仮定し、9年度の発行額から10年度以降毎年度1兆円ずつ機械的に減額した額を計上した。

② 四条公債

平成10年度以降、9年度の発行額と同額を計上した。

3. 要調整額

各年度ごとに算出した歳出と歳入の差額を計上した。

要調整額は、歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整されるべきものである。

なお、経済指標について、試算1においては、「構造改革のための経済社会計画」における規制緩和等の構造改革の成果の上に実現される経済の姿(名目成長率3.5%等)等を、試算2においては、構造改革が進展しない場合の経済の姿(名目成長率1.75%等)等を用いている。

- (注) 1. 平成8年度は当初予算額、9年度は予算額、10年度～12年度の各年度は推計額である。
2. 計数は、原則として100億円未満の端数につき、それぞれ四捨五入して計上した。
3. 本試算の計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

**中期的な財政事情に関する仮定計算例
(平成9年1月大蔵省)**

この仮定計算例は、中期的な財政運営についての審議の参考に供するため、国

の一般会計について、平成9年度予算の計数を踏まえ、一定の仮定の下に機械的手法により、今後の財政収支の状況を試みに計算したものである。

したがって、この仮定計算例は、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じ変化するものである。

〔仮定計算例の解説〕

1. ① 仮定計算例Aは、公債減額を行わず各年度における歳出・歳入のギャップを全て公債発行により賄うと仮定した場合における、2005年度までの間の財政収支の状況を試算したものである。

② 仮定計算例Bは、「財政健全化目標について」(平成8年12月19日閣議決定)において「2005年度(平成17年度)までのできるだけ早期に特例公債依存から脱却するとともに、公債依存度の引下げを図る」こととされたことを踏まえ、2005年度において特例公債依存から脱却することを仮定して同年度までの財政収支の状況を試算したものである。

2. ① 公債金収入の前提は以下のとおり。

(四条公債)：A、B共通—平成10年度以降、9年度の発行額と同額を計上。

(特例公債)：仮定計算例A—各年度の歳出・歳入ギャップの額から四条公債発行額に相当する額を引いた額を計上。

：仮定計算例B—平成17年度に特例公債依存から脱却することを仮定し9年度の発行額から10年度以降毎年度1兆円ずつ機械的に減額し

た額を計上。

- ② その他の前提は、A、Bとも以下のとおり。なお、経済指標について、A—1及びB—1においては、「構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし」（平成7年12月）にお3.5%等）等を、A—2及びB—2においては、構造改革が進展しない場合の経済の姿（名目成長率1.75%の規制緩和等の構造改革成果の上に実現される経済の姿（名目成長率%等）等を用いている。
- 一般歳出—10年度から12年度までの間は、「財政の中期展望」（A—1及びB—1においては試算1、A—2及びB—2においては試算2）における推計値を計上し、13年度以降は、各試算における12年度の一般歳出の伸率を用いた。
 - 地方交付税—名目成長率×弾性

値1.2（9年度税制改正の影響等を調整。）

- 税収—名目成長率×弾性値1.1（9年度税制改正の影響等を調整。）
 - 税外その他収入—名目成長率等
3. 仮定計算例 A—1 においては、公債発行額は17年度には約22兆円、うち特例公債発行額は約13兆円となり、公債残高は12年度には300兆円を超え、17年度には約387兆円となり、そのGDP比は約57%となるものと推計される。A—2においては、公債発行額は17年度には約27兆円、うち特例公債発行額は約18兆円となり、公債残高は12年度には300兆円を超え、17年度には406兆円となり、そのGDP比は約69%となるものと推計される。
4. 仮定計算例 B—1 において、要調整額は13年度には約7兆円、17年度には約9兆円に達し、B—2においては、要調整額は13年度には約9兆円、17年度には約14兆円に達すると推計される。

表 1-1-4 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

平成13年2月
財務省
(単位：億円)

年度 (平成)	要償還 額	借換債 収入 ①	定率・ 差減額 繰入等 ②	一般会 計から 繰戻 ③	運用 益等 ④	財源計 ①～④	無利子 貸付	年度末 基金残 高	年度末 公債残 高	利払費
13	647,700	596,900	57,700	400	1,800	656,800	1,500	46,900	3,886,600	103,700
14	756,500	702,200	64,000	400	1,500	768,100	1,500	57,000	4,175,700	110,100
15	835,000	767,400	70,700	500	1,600	840,300	1,500	60,700	4,483,900	117,500
16	897,200	831,400	77,500	700	1,700	911,300	1,500	73,300	4,825,700	124,400
17	1,079,500	989,400	82,100	800	1,900	1,074,200	1,500	66,400	5,140,000	133,900
18	1,162,000	1,066,400	86,900	900	1,800	1,156,000	1,500	59,000	5,444,000	142,800
19	1,278,800	1,167,400	92,300	1,000	1,700	1,262,400	1,500	41,000	5,730,700	152,000
20	1,459,800	1,329,700	97,500	1,200	1,400	1,429,700	1,500	9,300	5,994,600	162,700
21	1,353,000	1,258,900	102,500	1,300	900	1,363,600	1,500	18,300	6,294,400	173,300
22	1,337,200	1,246,600	107,500	1,400	1,000	1,356,500	1,500	36,000	6,597,900	185,300
23	1,348,000	1,253,800	112,200	1,400	1,300	1,368,700	1,500	55,200	6,898,100	193,400
24	1,413,700	1,308,300	115,100	1,500	1,600	1,426,500	1,500	66,500	7,183,100	202,100
25	1,475,800	1,364,000	119,900	1,600	1,800	1,487,200	1,500	76,500	7,461,900	211,400
26	1,519,500	1,402,000	124,600	1,700	1,900	1,530,200	1,500	85,700	7,735,100	219,400

(計算の前提等)

1. 財政の中期展望を前提とする。17年度以降の新規公債発行額は、16年度の新規公債発行額と同額と仮置き。
2. 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象国債としている。
3. 借換債収入には、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含む。
4. 定率・差減額繰入等には、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律第四条の規定による一般会計からの繰入を含む。
5. 一般会計から繰戻は、一定の償還条件に基づく産業投資特別会計社会資本整備勘定への償還額が、そのまま一般会計を通じて繰り戻されるものとして計上している。
6. 運用益等には、株式の配当金収入を含む。また、13年度の運用益等には、預金保険機構特例業務基金国債の償還のため13年度までに手当された資金の額が当該国債の総額を上回ると見込まれる額を含む。
7. 無利子貸付は、産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるための一般会計への繰入れである。
8. 利払費には、国債利子等のほか、国債事務取扱費を含む。
9. 計算を行うに当たり、次の仮定を置いている。
 - (1) 運用利回りは、過去の政府短期証券割引歩合等に基づく。
 - (2) 剰余金の発生は、見込まない。
10. 四捨五入のため、計において一致しない場合がある。
11. 計算の前提の変化等により、上記の各計数は異動するものである。

(出所) 財務省ホームページ

〔注〕

- 1) 『国の予算』各年度版を参照。

3 財政構造改革法

平成9年1月に橋本龍太郎内閣総理大臣を議長とする財政構造改革会議が発足し、歳出の改革と縮減の具体的方策の検討を行った。3月の同会議において、今後の議論のよりどころとするため、以下の「財政構造改革5原則」が示された。

財政構造改革5原則

1. 財政構造改革の当面の目標は、平成15年とする。——財政健全化目標の閣議決定（財政赤字対GDP比3パーセント、赤字国債発行ゼロ）は、平成17年までのできるだけ早期——
2. 今世紀中の3年間を「集中改革期間」とする。歳出の改革と縮減は、「一切の聖域なし」とする。「集中改革期間」中においては、主要な経費について具体的な量的縮減目標を定める。
3. 当面の平成10年度予算においては、政策的経費である一般歳出を対平成9年度比マイナスとする。
4. あらゆる長期計画（公共投資基本計画など）について、その大幅な縮減を行う。歳出を伴う新たな長期計画は作成しない。
5. 国民負担率（財政赤字を含む）が50パーセントを超えない財政運営を行う。

財政構造改革のための各種の方策と枠組みを法律によって明確にするべく、財政構造改革法が平成9年11月に成立した。この法律は、財政構造改革を推進するための当面の目標を定めるのみならず、具体的な歳出の改革と縮減のための方策や枠組みも定めた。財政構造改革の当面の目標は次のように設定された。

- ・平成15年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対GDP比を3%以下とし、赤字国債の発行をゼロとする。
- ・平成15年度までに特例公債依存から脱却し、公債依存度を引き下げる。
- ・各分野の歳出を対前年度同額以下にする上限枠（キャップ）を設定する。

しかし、成立直前に北海道拓殖銀行や山一証券が破綻するなど金融不安が顕在化し、また平成9年4月に消費税率を3%から5%に引き上げたことが消費低迷を招いたとの批判があった。さらに、赤字国債の発行を減らし続ける目標が平成10年度と平成11年度の合計4兆円に上る特別減税追加の足かせになった。

これらのために財政構造改革法は改正され、次のような内容の改正法が平成10年5月に成立した。

- ・赤字国債発行額の毎年度縮減規定を改正して「弾力条項」を盛り込み、経済情勢などに応じて赤字国債の発行制限を柔軟に停止できるようにする
- ・平成15年度までに赤字国債発行額をゼロにするとの財政健全化目標を2年繰り延べし、平成17年度とする
- ・主要経費別のキャップ制は維持するものの、社会保障費の上限枠は平成11年度に限って特例措置として外す

などであった。更に平成10年12月には財政構造改革法停止法が成立して同法の効力は期限を定めず全面的に凍結され、キャップ制は撤廃された。

第2節 国債管理政策の展開¹⁾

国債管理政策と発行市場の整備は次のように進められた。まず銘柄を多様化するべく新種の国債が発行された。短期国債（TB）としては昭和61年から公募入札方式で発行されていた6か月物割引債に加えて、3か月物割引債が平成元年9月から、1年物割引債（表1-2-1参照）は平成11年4月からそれぞれ導入され、入札方式で発行された。3か月物割引債は平成12年3月まで発行された。政府短期証券（FB）は平成11年度にそれまでの大蔵省証券などが統合され公募入札が始められた。FBとTBは第1部第3章第4節と同第5節でそれぞれ詳しく述べる。

中期債は従来からの5年物割引国債（シ団引受で昭和52年に発行開始）、3年物利付国債（入札方式で昭和53年6月に発行開始、ただし昭和63年に終了）、2年物利付国債（入札方式で昭和54年に発行開始）、4年物利付国債（入札方式で昭和55年に発行開始）に続いて、6年物利付国債（その大蔵省告示は表1-2-2参照）が平成6年2月から、5年物利付国債が平成12年2月から、3年物割引国債が平成12年11月から、それぞれ入札方式で導入された。なお、5年物利付国債は前記の1年物TBと後述の30年物公募債よりも少し遅れて導入されたが、その導入についての平成10年度における検討の事情は表1-2-3で伺える。他方、5年物割引国債は平成12年9月に、4年物と6年物の利付国債は平成13年3月に、3年物割引国債は平成14年11月にそれぞれ廃止され、中期債は2年物と5年物の利付国債のみとなった。

超長期債は従来からの20年物（昭和61年9月から入札方式で発行。なお、昭和58年に直接発行されたことがある）に続いて、30年物のうち私募の割引国債（大蔵省告示は表1-2-4参照）が平成2年3月に、公募の利付国債が平成11年9月から入札方式で、15年物変動利付の公募債（大蔵省告示は表1-2-5参照）が平成12年6月から入札方式で、それぞれ発行された。なお、15年物は昭和58—昭和60年に7回にわたって直接発行されたことがあった。30年物公募債の導入についての検討は表1-2-6のように行われた。この入札に際し、利回り競争・ダッチ方式が採用されたが（大蔵省告示は表1-2-7参照）、その理由は中期利付国債の導

入時と同じく、初めての入札で前提となる利率がないためであったとみられる(表1-2-8の『証券業報』の記事参照)。変動利付債は、従来の固定金利タイプに加えて特徴のある国債を出すことによって円滑な消化を促すために発行された。

入札による発行は、昭和53年に3年物利付中期国債について開始され、短期国債(昭和61年)、超長期国債20年物(昭和62年)にも始められた。10年物には、昭和62年11月に引受手はその希望引受額を表明する引受額入札方式が導入され、次いで元年4月に部分的入札が導入され価格競争を行った。当初40%であった入札による発行の割合は平成2年10月、平成14年5月、平成15年5月、平成16年5月、平成17年4月に拡大し、平成18年4月には100%となってシ団引受は終了した。市場参加者の増員(平成元年度など)、入札結果発表時刻の繰上げ(平成2年2月など)も行われ、さらに平成10年4月には中期国債の定率公募入札が廃止されて非競争入札になり、平成11年4月実施分からは入札スケジュール・発行予定額の事前公表が行われるようになった。

その他、銘柄統合ルール改定(平成2年4月)と即時銘柄統合(リオープン)方式の導入(平成13年3月)、繰上償還条項の撤廃(平成11年1月債から)、国債市場懇談会の開始(平成12年9月)もあった。

なお、市場参加者の増員は第1部第4章第2節と第5章第1節で、入札の関連事項と国債市場懇談会は第5章第1節と同第2、3節でそれぞれ取り上げることとし、以下の本節では銘柄統合ルールの弾力化と即時銘柄統合方式の導入、及び繰上償還条項の撤廃のみについて説明する。

表 1-2-1 短期国債の発行

大蔵省告示 第148号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第5条第11項の規定に基づき、平成11年4月20日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成11年5月18日

大蔵大臣 宮澤 喜一

一	名称及び記号	割引短期国庫債券(第二百九回)
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項
三	発行方法	価格を競争に付して行われる入札発行
四	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五	発行額	額面金額で七千九百九十八億六千万円
六	払込金額	七千九百八十六億六千六百二十一万円
七	額面金額の種類格	千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種
八	発行日	平成十一年四月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき九十九円八十五銭〇厘以上のそれぞれの応募価格
十	募入平均価格	額面金額百円につき九十九円八十五銭〇厘
十一	償還期限	平成十二年四月二十日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十二	償還金額	額面金額百円につき百円
十三	元金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十四	入札参加者	大蔵大臣から通知を受けた者
十五	払込期日	平成十一年四月二十日

(出所) 「官報」平成11年5月18日。

表 1-2-2 6年利付国債の発行

○ 大蔵省告示 第60号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第5条第8項の規定に基づき、平成6年2月28日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成6年3月7日

大蔵大臣 藤井 裕久

一	名称及び記号	利付国庫債券(六年)(第二回)
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条ノ二
三	発行方法	価格を競争に付して行われる入札発行(以下「価格競争入札発行」という。)並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行(以下「定率公募入札発行」という。)
四	募入決定の方法	
イ	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ	定率公募入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
五	発行額	
イ	価格競争入札発行	額面金額で三千三十八億円

ロ	定率公募入札発行	額面金額で六千万円
六	払込金額	
イ	価格競争入札発行	三千四十四億八千二百二十九万円
ロ	定率公募入札発行	六千十六万八千円
七	額面金額の種類	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
八	発行日	平成六年二月二十八日
九	発行価格	
イ	価格競争入札発行	額面金額百円につき百円十二銭以上のそれぞれの応募価格
ロ	定率公募入札発行	額面金額百円につき百円二十八銭
十	利率	年三・三パーセント
十一	初期利子	平成六年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額又は登録金額} \times (3.3) / (100) \times ((\text{平成}6\text{年}2\text{月}28\text{日から平成}6\text{年}8\text{月}20\text{日までの日数}) / (365))$
十二	第二期以後の利子	毎年二月二十日及び八月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。
十三	終期利子	平成十二年二月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 $\text{額面金額又は登録金額} \times (3.3) / (100) \times ((1) / (2) + (1) / (365))$
十四	償還期限	平成十二年二月二十一日 ただし、繰り上げて償還することがある。
十五	償還金額	額面金額百円につき百円
十六	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十七	入札参加者	大蔵大臣から通知を受けた者
十八	払込期日	平成六年二月二十八日

(出所) 「官報」平成6年3月7日。

表 1-2-3 国債の償還年限の多様化（5年債）（抄）

平成10年12月7日
大蔵省理財局国債課

国債の償還年限の多様化について

1 経緯及び現状

- (1) 国債については、従来より、円滑な発行・消化、財政負担の軽減等の観点から、市場のニーズを踏まえつつ、償還年限の多様化を進めてきたところである。

（参考）平成10年度の国債（民間消化分）の年限構成

（単位：億円）

20年債	24,000
10年債	185,000
6年債	51,000
5年債（割引債）	2,000
4年債	51,000
2年債	23,900
TB（6カ月、3カ月）	170,079
計	506,979

- (2) 特に現下においては、円の国際化との関連で「我が国の国債の商品性を一層向上させるための方策として、償還年限の更なる多様性が望ましい。」との意見があり、また、平成10年度の第三次補正予算に伴って国債の市中消化額が10.4兆円追加されたこと等を背景として、市場における国債の「荷もたれ感」が台頭しており、今後の国債の安定消化のために可能な限り年限の多様化を進めていく必要がある。
- (3) このような現状をふまえ、償還年限の一層の多様化を図るとした場合には、具体的に次のような方策が検討課題となる。

超長期債：30年債の導入

TB：1年物の導入

中期債：5年利付債の導入（4年債と6年債の5年債への統合）

- (4) これらについては、以下のような検討を踏まえ、平成11年度から30年債及び1年物TBを導入することとし、5年利付債の導入問題については、継続検討という取扱いとすることが考えられる。

（中略）

4. 5年利付債の導入の検討

5年利付国債の導入については、従来より、市場関係者（証券、銀行、生損保等）から、投資対象としての5年という年限の重要性、いわゆるベンチマーク金利の形成等を理由として、これを望む声があり、最近の円の国際化に関する議論の中でも、また、30年債に関するヒアリングにおいても、改めて、強い要望が表明されている。

このような5年利付国債の導入を要望する意見の中で、関係者は一般的に、「中期債について、4年債と6年債を統合して、5年債に一本化すれば、市場のニーズからみて、相当量の発行増・消化増が可能となる。」と述べているので、5年利付債の導入は今後の国債の消化対策となり得るものと考えられる。

他方、市場関係者の中で、興銀、農中、全信連等の金融債発行機関は、5年利付国債の発行に対して、従来より、金融債との競合を理由として反対しており、

（中略）

以上の状況に鑑み、5年利付債の導入の問題については、「引き続き今後も検討していく。」という取扱いとせざるをえないものと考えられる。

表 1-2-4 30年私募国債の発行

○ 大蔵省告示 第74号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第7条第3項の規定に基づき、平成2年3月28日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成2年4月13日

大蔵大臣 橋本 龍太郎

一	名称及び記号	割引国庫債券（三十年）（第一回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	発行方法	大蔵大臣の指定する者による応募
四	発行総額	額面金額で三百六十五億八千七百四十万円
五	額面金額の種類	五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種
六	発行日	平成二年三月二十八日
七	発行価格	額面金額百円につき十六円九十一銭
八	償還期限	平成三十一年十二月三十一日 ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
九	償還金額	額面金額百円につき百円
十	元利金支払場所	日本銀行本店
十一	払込期日	平成二年三月二十八日

(出所) 『官報』平成2年4月13日。

表 1-2-5 15年変動利付国債の発行

○ 大蔵省告示 第199号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項の規定に基づき、平成12年6月20日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成12年7月10日

大蔵大臣 宮澤 喜一

一	名称及び記号	利付国庫債券（変動・十五年）（第八回）
二	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	発行方法	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行
四	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の数値が小さいものからその応募額を順次割り当てる。

五	発行額	額面金額で五千九百九十三億円 うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千二百億円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千七百九十三億円
六	払込金額	五千九百九十三億円
七	額面金額の種類	十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の五種
八	発行日	平成十二年六月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円
十	利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた、発行から償還までが九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利利回り（以下「基準金利」という。）から〇・八パーセントを控除した率。
十一	初期利子	平成十二年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ）。 $\frac{\text{額面金額}}{\text{登録金額}} \times \frac{0.90}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365} \right)$
十二	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 $\frac{\text{額面金額}}{\text{登録金額}} \times \frac{\text{基準金利} - 0.81}{100} \times \frac{1}{2}$
十三	終期利子	平成二十七年六月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 $\frac{\text{額面金額}}{\text{登録金額}} \times \frac{\text{基準金利} - 0.81}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$
十四	償還期限	平成二十七年六月二十二日
十五	償還金額	額面金額百円につき百円
十六	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十七	入札参加者	大蔵大臣から通知を受けた者
十八	払込期日	平成十二年六月二十日

(出所) 「官報」平成12年7月10日。

表 1-2-6 国債の償還年限の多様化（30年債）（抄）

平成10年12月7日
大蔵省理財局国債課

国債の償還年限の多様化について

（中略）

2. 30年国債の導入

(1) 導入の理由

超長期債としては、現在20年債を3ヶ月に1回（各回6,000億円）定例的に発行しているところであるが、欧米諸国の例を見ると、超長期債の主力は30年物であり、米国では30年国債が流通市場の代表的な銘柄となっている。

一般に超長期債の発行には、借換負担の軽減、適正な満期構成の維持というメリットがあり、このほか、現在のように比較的低い金利水準の下では長期的な利払負担を軽減するというメリットがあることから、市場の状況から可能な限り、より長期の年限債として30年物を発行することが望ましいと考えられる。

(2) 市場のニーズ

30年債に対するニーズ等について市場関係者からヒアリングを行ったところを総合すると、次のとおりである。

① 超長期債に対する市場のニーズ

は、生損保等、長期の資金を保有する一部の機関投資家に限られている。

② これらの投資家も、ALMの観点から30年物への運用が可能となることを一般論としては歓迎しているものの、現在のような金利水準では実際に超長期物を積極的に購入する意欲は乏しい。

③ 発行方式としては、投資判断の自主性の確保等の観点から、公募入札方式が最も望ましい。

このような市場の感触に鑑みれば、来年度に公募入札によって30年債を発行した場合には、一部の投資家層が関心を示しつつも、その応札姿勢は総じて慎重なものとなるのではないかと考えられる。このため、発行頻度及び発行額については、市場のニーズに照らして無理のないものとする必要がある。

(3) 発行の具体案

以上を改まえ、平成11年度に30年国債を導入することとし、発行方式、発行額等を次のようなものとすることとしたい。

発行方式：公募入札方式

発行頻度：年2回（6月及び12月）

発行額：年間総額4,000億円（2,000億円×2回）

（以下省略）

表 1-2-7 公募30年債

大蔵省告示第305号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項の規定に基づき、平成11年9月20日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成11年10月4日

大蔵大臣 宮澤 喜一

一	名称及び記号	利付国庫債券（三十年）（第一回）
二	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十一年法律第三号）第二条第一項
三	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札発行
四	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
五	発行額	額面金額で千九百九十六億円 うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千二百九億六千七百七十万円、平成十一年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百八十六億三千二百三十万円
六	払込金額	千九百八十億三百二十万円
七	額面金額の種類	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
八	発行日	平成十一年九月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき九十九円二十銭
十	利率	年二・八パーセント
十一	初期利子	平成十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ）。 $\text{額面金額又は登録金額} \times 2.8/100 \times 1/2 + 1/365$
十二	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十三	償還期限	平成四十一年九月二十日
十四	償還金額	額面金額百円につき百円
十五	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十六	入札参加者	大蔵大臣から通知を受けた者
十七	払込期日	平成十一年九月二十日

(出所) 「官報」平成11年10月4日

表 1-2-8 日本証券業協会「平成11年度の公社債市場」(抜粋)
 (『証券業報』(日本証券業協会)、平成12年6月)

4) 国債の償還年限の多様化等

国債の発行市場においては、11年度は発行額が増額される中、投資家のニーズに対応するため、利付国債については11年9月に30年もの、12年2月に5年もの、短期国債(TB)については11年4月から1年もの新たに発行されるなど発行年限の多様化が図られた。なお、30年ものでは入札に際し、利回り競争入札・ダッチ方式^(注)が採用された。

(注) この方式は、中期利付国債の導入時に、初めての入札で前提となる利率がないため採用されたことがあるが、30年利付国債の入札の場合も同様の理由から同方式になったものとみられる。同方式では、応募のあった利回りの低いものから順次割り当てていき、その結果決まった募入最高利回りの小数第一位までを表面利率とする。そして、この表面利率のもとで募入最高利回りから算出した単一の価格を発行価格とし、落札額全額に適用する。

1 銘柄統合ルールの弾力化(平成2年4月債から)

国債をより流動的にするためには1銘柄当たりの発行量を増やすことが必要であり、我が国の国債流通市場においては発行量の多い特定の銘柄が指標銘柄として取引の中心となっていた。一方、従来の「銘柄統合規定」では、四半期ごとに利払いと償還期日が決まっており、長期国債の銘柄が細分化されていたため、ディーリングの対象として扱いにくいと指摘されていた。こうしたことを考慮して、大蔵省は平成2年4月債から10年物について銘柄統合の規則を改定し、銘柄統合しやすくした。従来は同一四半期内の制限があったが、改定後は3四半期(最長11か月)前までに同一の表面利率の国債が発行されていればそれと統合することができるようになり、大型の指標銘柄が生まれやすくなった。

銘柄統合の要領は以下のとおりである。

10年物について、

- (1) 同一四半期内に発行されたものは、たとえ発行月が違っていても同じ償還月とされて統合されていたが、平成2年4月債からは、3四半期前までに発行されて同じ表面利率を持ちかつ残存期間が9年超であれば、同一回号として初期利払日以降に銘柄が統合されることになった。ただし、

借換債以外は年度を越えて廻れない。

- (2) 発行の根拠法が異なっている場合には原則として銘柄統合しないが、借換債については建設国債と特例国債のいずれか一方とだけ銘柄統合できる。
- (3) 新規国債は建設国債、特例国債とも年度を越えた統合はできない。
- (4) 同じ償還日の10年債の償還予定額が5兆円程度を超える場合には銘柄統合は行わない。ただし、銘柄が統合されないために市中流通量が1兆円を下回る場合には統合が考慮される。

このようなルールによって、4～6月発行の銘柄に統合可能であるのは前年7月以降発行の新銘柄、7～9月発行の銘柄に統合可能であるのは前年10月以降発行の新銘柄、10～12月発行の銘柄に統合可能であるのは当年1月以降発行の新銘柄、1～3月発行の銘柄に統合可能であるのは前年4月以降発行の新銘柄、となった。

なお、指標銘柄は業者間の取引において昭和50年代前半に自然発生したものであり、その要件は市中向け発行量が多く流動性が高いこと、残存期間が長いこと、クーポン・レートがある程度高いこと、保有先に偏りがなく、流通利回りが最近発行された国債の表面利率に近いことなどであった。ただし、取引の大部分が指標銘柄に集中し、流動性が高いため割高になっていた影響で、長期金利がファンダメンタルズを反映しにくく、より低い水準にとどまっておき、金利体系にひずみが生じているといった指摘もあった。その後、取引が分散化して特定の銘柄に集中しなくなったこと、長期金利は残存期間が最も長い債券である最長期物の利回りであるべきである、と考えられるようになったことなどにより、指標銘柄は平成11年3月に廃止となった。指標銘柄の推移は次のとおりである。

53回債（クーポン7.5%）	昭和58年9月以降
59回債（クーポン7.3%）	昭和59年9月以降
68回債（クーポン6.8%）	昭和60年5月以降
78回債（クーポン6.2%）	昭和61年1月以降
89回債（クーポン5.1%）	昭和61年11月以降
105回債（クーポン5.0%）	昭和62年11月以降
111回債（クーポン4.6%）	昭和63年12月以降

119回債（クーポン4.8%）	平成元年12月以降
129回債（クーポン6.4%）	平成3年2月以降
145回債（クーポン5.5%）	平成4年8月以降
157回債（クーポン4.5%）	平成5年11月以降
164回債（クーポン4.1%）	平成6年5月以降
174回債（クーポン4.6%）	平成7年2月以降
182回債（クーポン3.0%）	平成8年2月以降
203回債（クーポン1.8%）	平成10年9月-11年3月。

2 即時銘柄統合（リオープン）方式の導入（平成13年3月債から）

平成2年4月債からの銘柄統合方式では、統合がなされるのは初期利払日以後であり、取引が頻繁で統合の要求も多い初期利払日までの期間内には統合はされていなかった。そこで、このような方式に代わって平成13年3月債からリオープン方式が採られた。この方式では、国債発行の際に既発債と同一のクーポン・元利払い日を設定し、同一の回号を付けて、発行時からその国債を既発債と同一銘柄として取り扱うこととなった。この方式によると、後から発行される国債の最初の利払い日には半年分の利子が支払われるが、実際の発行日から利払い日までの期間は半年に満たないため、追加発行分を発行日に買い付けた投資家は経過利子を払うことで既存の債券と同一回号で処理することが可能になった（初期利払月と償還月の具体例については表1-2-9参照）。

表 1-2-9 リオープン

初期利払月と償還月（5年債、10年債及び20年債）

13年3月債以降

発行月	初期利払月	償還月
3、4、5月	9月	3月
6、7、8月	12月	6月
9、10、11月	3月	9月
12、1、2月	6月	12月

(参考：現行)

発行月	初期利払月	償還月
1、2、3月	9月	3月
4、5、6月	12月	6月
7、8、9月	3月	9月
10、11、12月	6月	12月

(注) その他の年限債は、原則として、発行月の6か月後を初期利払期とし、発行月から各年限の年数後の応当月を償還月とする。

(出所) 国債市場懇談会「第6回会合配付資料」

3 繰上償還条項の撤廃（平成11年1月債から）

平成11年1月発行の国債から、券面記載の繰上償還条項を削除し、かつ、既発債についても繰上償還を行わないことを、大蔵省は平成10年年末に再度表明した。これに先立ち、地方自治体28団体が平成10年10月発行分から公募地方債の同条項を削除していた。繰上償還が額面価格で行われると、投資家は市場価格が高くてもそれだけの収入を失い、償還期限までの利子を受け取ることができなくなる。また、再投資をしようにも高価格、つまり低金利であるから、高利回りの再投資先もないという二重の損失を被る。

さらに、大蔵省理財局によれば、財政コスト削減の見地から繰上償還を実施する場合、国債保有者が償還期限までの利子を受け取ることができなくなって国債保有に対する安定性を著しく損ない、その結果、国債の発行条件の悪化をもたらして必ずしも財政負担の軽減につながらないのみならず、国債の消化そのものに重大な支障が生ずる恐れがある。

このような理由で、繰上償還を行う考えのない旨の国会答弁が再三なされていた。なお、戦後は戦前・戦中に発行された五分利公債、四分利公債、三分半利公債などを除き、国債の繰上償還は実施されていない。

4 他国との比較

欧米諸国、とりわけ米国などの経験を生かして我が国の国債管理政策を更に進めることが期待された。1990年代後半から2000年代初頭にかけて、米国では次のような政策が採られた。

1997年（平成9年） 5年物と10年物の物価連動国債の発行開始

1998年（平成10年） 30年物の物価連動国債と物価連動型貯蓄国債の発行開始

2000年（平成12年） 買入消却の開始、リオープンの定例化

物価連動国債（インフレーション・インデックスト・ボンド）はイスラエル、カナダなどに続いて米国でも1990年代半ばから検討が続けられていたが、連邦準備理事会が有用性を評価して実現に進んだ。これらの政策の経験は我が国の後年の国債管理政策に影響を与え、平成13年3月のリオープンの導入、平成15年2月の買入消却の開始、平成16年3月の物価連動国債の導入につながった。

また、本巻第1部第5章第2節及び同第3節で言及する国債市場懇談会は、米国の国債発行諮問委員会を参考にした。更に、国債市場特別参加者制度も米国のプライマリー・ディーラー制度に範を仰いだ。

〔注〕

- 1) 本節は公社債引受協会・日本証券業協会「各年度の公社債市場」（『公社債年鑑』各年版）による。

第3節 国債発行の状況¹⁾

公社債引受協会・日本証券業協会の「各年度の公社債市場」(『公社債年鑑』所収)、野村総合研究所『公社債要覧』などによると発行に関して次のような推移が見られた(本章第1節に前掲の表1-1-1参照)。

まず平成元年度は国債総発行額(額面ベース、実績。以下同じ)が27兆398億円で前年度に比べて3兆7370億円増、そのうち新規債が6兆5014億円(資金運用部引受・金融対策資金引受・郵便局窓販分を含む)、借換債は20兆5384億円であった(表1-3-1参照)。財政再建の進展に伴い新規の国債発行額は圧縮されたが、表1-1-1の市中消化は厚くされて21兆6000億円となり、全体に占める割合は79.9%となった。消化方式別では、シ団引受の割合が前年に比べて7%ポイント減少し、公募入札が12%ポイント増加した(表1-3-1参照)。

市中消化の内訳(収入金ベース、以下同じ)は表1-3-2と図1-3-1のようであった。このうち短期国債は33.6%を占め、発行額は前年の倍増であった。長期国債は48.4%を占めたが、これは4月に部分的入札制度の導入が予定されており、それに備えてわずかしか減額が行われなかったためであった。

平成2年度は災害復旧費や多国籍軍への追加支援を中心にした中東貢献関係経費を組み込んだ補正予算が編成された。同年度の国債総発行額は39兆323億円で前年度比約12兆円増、そのうち借換債は31兆9662億円であった。消化方式別では、市中消化は11兆6000億円増の33兆2000億円となった。シ団引受の割合が前年度に比べて4.5%ポイント減少し、公募入札が11%ポイント増加した。種類別の発行額では長期国債と短期国債が大幅に増加した。長期国債(市中消化に占める比率は48%)の増加は、補正予算で増額され、併せて次年度借換債の前倒し発行が増えたためであり、短期国債(市中消化の37%)の増加は、市場ニーズが強かったことと、多国籍軍支援のための臨時特別国債(湾岸国債)9689億円が発行されたことによる(湾岸平和回復臨時措置法は表1-3-3参照、また湾岸国債の詳細は後記第1部第3章第5節参照)。

なお、国債の年度をまたぐ前倒し発行は財政制度審議会が昭和59年にまとめた「報告」で提言された。提言を受けて改正された国債整理基金特別会計法で

は、翌年度における国債の整理や償還のために予算をもって国会の議決を経た額を限度として、借換国債を発行できるようになった（表1-3-4参照）。

平成3年度では国債総発行額は37兆2958億円で、前年度より1兆7365億円減少した。そのうち借換債は30兆1021億円であった。消化方式別では、市中消化は微減の33兆円となった。シ団引受の割合は前年に比べて2.7%ポイント増加し、資金運用部引受が5.2%ポイント減少した。日本銀行の乗換が2年ぶりに復活した（乗換について表1-3-5参照）。なお、乗換についての日本銀行の説明は第1部第4章第2節で取り上げる。種類別では長期国債の発行が引き続き増加した。これは当初計画で増額され（市中消化の45%）、また次年度借換債の前倒し発行も増えたためである。

平成4年度は国債総発行額が46兆1460億円で、前年度より8兆8503億円増であった。そのうち借換債は36兆6631億円であった。消化方式別では市中消化が約6兆円増の38兆8000億円となった。シ団引受の割合が前年に比べて4.7%ポイント減少し、資金運用部引受は乗換分が前年度の3倍に膨らんで割合は8.7%ポイント増加した。公募入札はウエイトが微減した。種類別では長期国債と短期国債が引き続き増加した。長期国債の増大は、当初計画で増額され、補正予算でも上積みがあり、また次年度借換債の前倒し発行も増えたためであり、短期国債の増加は短期金融市場拡充の要請があったためである。短期国債の市中消化総額に占める割合は44%となった。

平成5年度では景気対策で補正予算が2度組まれた。財源確保のため国債発行が増加して、総額は54兆8015億円で前年度に比べ8兆6555億円増であった。そのうち借換債は38兆6332億円、市中消化は約4兆円増の42兆8000億円となった。消化方式別ではシ団引受の額はほぼ変わらなかったがそのウエイトは前年に比べて微減し、資金運用部引受は0.9%ポイント増加した。種類別では中期国債（5兆1916億円）を中心に増加した。これは、投資家が金利上昇を予想して、長期債に比べ金利反転リスクが小さい中期債への志向を高めたためである。市中消化に占める比率は長期国債が39.5%、中期国債19.0%は、短期国債は36.9%となった。

平成6年度は景気対策のほか、ウルグアイ・ラウンド合意に伴う農業対策、阪神・淡路大震災の災害復旧への対応などで国債が発行された。なお、平成6年分の所得税の特別減税による税収減を補うために「平成六年分所得税の特別

減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律」によって特例国債が発行され、また所得税法・消費税法改正に伴う税収減を補うために「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律」により、平成六年度から平成八年度まで特例国債が発行された。さらに、第2次補正予算に伴う「阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律」(表1-3-6参照)には、年度末に発行が集中するのを避けるべく、赤字国債の発行について平成7年度の6月まで発行時期を延ばせるとの出納整理期間発行規定を盛り込んだ。12月には9000億円の前倒し発行が行われた。

総額は54兆7247億円で前年度比768億円減、そのうち借換債は38兆6539億円であった。消化方式別では、2度にわたる補正予算増額のほとんどが民間消化に向けられて、市中消化が4兆1000億円増の46兆9000億円となった。シ団引受のウエイトは前年度に比べて2.6%ポイント増加し、公募入札も5.1%ポイントの増加であった。資金運用部引受は額が1/3に減りウエイトも10.2%ポイント減少したが、日本銀行のウエイトは3.5%ポイント増加した。資金運用部の引受が減少したのは、主要原資である平成5年度の郵便貯金の純増額が前年同期に比べて約2割減少したのに加えて、貸付金は1割伸び、金融債の財投引受け分も増加したためである(資金運用部引受の状況は表1-3-7、保有の状況は表1-3-8をそれぞれ参照)。市中消化に占める比率は長期国債が39.2%、中期国債が20.3%、短期国債は35.7%となった。

平成7年度においては総事業規模約14兆円の景気対策のため国債発行が増加して総額は68兆4306億円となり、前年度に比して13兆7059億円増加した。そのうち借換債は47兆4938億円であった。市中消化は約10兆円増の56兆5000億円となった。消化方式別ではシ団引受の額は微増したがそのウエイトは前年度に比べて3.4%ポイント微減し、資金運用部は引受額が3倍増、ウエイトは6.3%ポイント増加した。種類別では超長期国債が1兆9000億円に増加した。これは、低金利下で一部の投資家が高クーポンの20年債に投資したこと、低コストの資金の調達が目指されたことによる。市中消化に占める比率は長期国債が36.3%、中期国債が24.5%であり、短期国債は33.8%であった。

平成8年度は公共事業を増額した補正予算で建設国債発行が増加して総額は

70兆6385億円となり、前年度より2兆2079億円増であった。そのうち借換債は48兆3144億円であった。消化方式別では、資金運用部の資金拡大からその引受額が大幅に増加してウエイトが4.1%ポイントアップとなったため、市中消化は2兆円減少して54兆5000億円となり、シ団引受のウエイトが2%ポイント、公募入札のウエイトが3.3%ポイント、それぞれ減少した。種類別では、超長期国債が前年度の前倒し発行が影響して前年度より減の1兆6000億円となった。市中消化に占める比率は中期国債は7兆6626億円で構成比は22.8%、長期国債は12兆円で構成比35.5%、短期国債が37.0%であった。

平成9年度では総発行額は71兆838億円の前年度に比して4453億円増であり、そのうち借換債は53兆2989億円であった。市中消化は微増の54兆9000億円となった。消化方式別では、資金運用部が対前年度比1.1%ポイント上昇、日本銀行が同1.4%ポイント下落の他はほとんど変わらなかった。市中消化に占める比率は、種類別で、超長期国債が4.8%、中期国債は20.3%、長期国債は36.2%、短期国債は38.6%であった。「日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」(表1-3-9参照)に基づいて、年度末に日本国有鉄道清算事業団の債券約3兆円を国の一般会計が引き継ぎ、国債とした。

平成10年度は景気低迷による税収減と経済対策のために国債発行が増加した。11月に社会資本整備8兆円、恒久的減税6兆円など総額約20兆円の「緊急経済対策」を作成した。国債発行の総額は95兆8429億円となり、前年度比24兆7591億円増であった。そのうち借換債は65兆6495億円であった。市中消化は約14兆円増の69兆1000億円となった。消化方式別では、資金運用部と日本銀行が対前年度比でそれぞれウエイトを約2%ポイント上昇させたのに対し、公募入札は4.7%ポイント下落した。市中消化に占める比率は、超長期国債が5.2%、中期国債は22.8%、長期国債は35.0%、短期国債は37.0%であった。中期国債の構成比上昇は円滑な消化に配慮して年限別の振り分けが行われたためである。「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」(表1-3-10)と「国有林野事業の改革のための特別措置法」(表1-3-11)に基づいて、10月に国鉄清算事業団の債券約9兆3000億円と国有林野事業の累積債務のうちの約2兆8000億円をともに国の一般会計が引き継ぎ、借換債を発行した。

また、大蔵省は平成11年3月から発行スケジュールを四半期毎にホームペー

ジに事前公表することになった。その発表時期は3、6、9、12月の長期年国債の入札日の1週間前であり、12月は10年国債の入札がないため通常月で長期国債の入札日に該当する日の1週間前であった。

平成11年度も景気対策が打たれた。6月に「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」0.5兆円、11月に「経済新生対策」約18兆円が作成され社会資本整備などに充当された。これらのために国債発行は増加して総額99兆8065億円となり、前年度より3兆9636億円増加した。そのうち借換債は61兆4760億円であった。市中消化は約21兆円増の90兆5000億円となった。消化方式別では、資金運用部と郵便貯金が対前年度比でそれぞれウエイトを14.9%ポイント、2%ポイント下げ、その分が公募入札の18.4%ポイント上昇をもたらした。後の第1部第2章第3節でも触れるように、資金運用部など公的部門の消化減は、前年度来の経済対策により資金運用部の貸付増が予想されたこと、高金利で預け入れられた定額郵便貯金の満期が接近して支払い原資が必要となったことなどのために、これらの部門の資金繰りが厳しくなったことによる。市中消化に占める比率は、超長期国債が4.2%、中期国債は31.3%、長期国債は24.7%、短期国債は構成比39.8%であった。これら以外に政府短期証券の公募入札が開始されて年度末残高は40兆5930億円となった（政府短期証券については第1部第3章第4節参照）。

平成12年度でも景気対策がなされ、10月に「日本新生のための新発展政策」11兆円が策定されて公共事業などに充てられた。そのために国債発行が増加し、総発行額は前年度より5兆5852億円増の105兆3917億円となった。そのうち借換債は69兆2532億円であった。市中消化は11兆2000億円増の101兆7000億円となった。消化方式別では、資金運用部の引受がゼロになり、日本銀行と郵便貯金資金も対前年度比でそれぞれ微減した。公募入札は更にウエイトを高め76.5%になった。市中消化に占める比率は、超長期国債が6.9%、中期国債は37.5%、長期国債は20.9%、短期国債は34.7%であった。全額入札発行となった政府短期証券の年度末残高は44兆8400億円となった。

次に金融機関による窓口販売（窓販）であるが、これは長期利付国債・中期利付国債・割引国債について昭和58年度に開始され、昭和62年9月には20年物利付国債（入札分）についても始められた。昭和58年度から昭和63年度までの窓販は金融機関引受け総額に対する比率（窓販比率）で33.5%、55.2%、63.2%、

45.2%、48.7%、42.4%と推移した。

その後の推移は以下のとおりである（表1-3-12参照）。平成元年度は新発債の発行条件と市場実勢の乖離が解消せず消化は低迷し、そのため窓販も大幅に減少して、その金融機関引受け総額に対する比率は13.8%となった。平成2年度は14.9%とわずかに増加したが、次年度以降は低迷して平成3年度は8.1%と初めて1ケタ台になり、平成4年度は5.5%、平成5年度5.1%、平成6年度4.0%となった。平成7年度は債券相場がおおむね堅調であったこと、資金運用難から国債への需要が増加したことから販売額増となり、比率も5年ぶりに上昇して5.5%となった。平成8年度には販売額は減少したが金融機関引受け総額が減少したため比率は6.6%に上昇した。その後は販売額が伸び悩み、比率は平成9年度3.7%、平成10年度3.2%、平成11年度3.7%、平成12年度1.6%と振るわなかった。

表 1-3-1 普通

新規・借換発行分

年度	発行額	内 訳					
		市中引受分	うち証券	日本銀行	資金運用部	郵便貯金	公募入札分
昭和62	95,300.1	33,253.0	9,192.9	—	30,066.4	9,948.9	22,031.8
	177,385.7	58,376.0	18,896.2	14,160.7	37,413.2	121.9	67,313.9
	272,685.8	91,629.0	28,089.1	14,160.7	67,479.6	10,070.8	89,345.7
		33.6	10.3	5.2	24.7	3.7	32.8
63	73,551.9	33,322.8	12,676.8	—	5,124.1	12,472.5	22,632.5
	159,476.1	49,030.7	16,410.0	10,919.9	26,463.2	9,786.4	63,275.9
	233,028.0	82,353.5	29,086.8	10,919.9	31,587.2	22,259.0	85,908.4
		35.3	12.5	4.7	13.6	9.6	36.9
平成元	65,014.0	26,687.2	11,973.2	—	13,379.7	10,900.0	14,047.0
	205,383.5	49,712.6	22,796.0	—	25,870.2	13,046.8	116,753.9
	270,397.5	76,399.8	34,769.2	—	39,250.0	23,946.8	130,800.9
		28.3	12.9	—	14.5	8.9	48.4
2	70,661.0	39,785.9	22,136.7	—	11,952.7	8,315.0	10,607.4
	319,661.7	53,044.1	29,628.9	—	28,571.9	16,744.3	221,301.4
	390,322.6	92,830.0	51,765.6	—	40,524.6	25,059.3	231,908.8
		23.8	13.3	—	10.4	6.4	59.4
3	71,936.5	45,538.8	29,694.7	—	10,832.8	6,055.2	9,509.7
	301,021.1	53,188.1	31,392.1	4,192.4	8,500.0	21,395.1	213,745.5
	372,957.6	98,726.9	61,086.8	4,192.4	19,332.8	27,450.3	223,255.2
		26.5	16.4	1.1	5.2	7.4	59.9
4	94,829.1	55,319.7	35,062.2	—	19,369.7	14,359.9	5,779.7
	366,631.3	45,224.1	26,725.0	4,242.2	45,001.2	22,974.8	249,189.0
	461,460.4	100,543.9	61,787.2	4,242.2	64,371.0	37,334.7	254,968.7
		21.8	13.4	0.9	13.9	8.1	55.3
5	161,683.4	76,800.0	43,584.9	—	30,105.8	21,467.0	33,310.6
	386,331.6	33,615.6	19,864.3	9,486.8	51,116.2	15,568.4	276,544.5
	548,015.0	110,415.6	63,449.2	9,486.8	81,222.0	37,035.4	309,855.1
		20.1	11.6	1.7	14.8	6.8	56.5
6	160,707.8	78,449.7	41,963.0	—	4,979.5	18,535.7	58,742.9
	386,539.1	45,985.2	27,307.6	28,244.0	20,036.0	13,971.8	278,302.3
	547,246.9	124,434.8	69,270.6	28,244.0	25,015.5	32,507.5	337,045.1
		22.7	12.7	5.2	4.6	5.9	61.6

国債の発行状況

(単位：億円)

年度	発行額	内 訳					
		市中引受分	うち証券	日本銀行	資金運用部	郵便貯金	公募入札分
7	209,368.2	84,861.7	47,861.7	—	33,512.6	16,962.5	74,031.4
	474,938.1	47,420.5	29,631.9	20,393.6	40,863.2	15,431.9	350,828.7
	684,306.3	132,282.3	77,493.6	20,393.6	74,375.8	32,394.4	424,860.2
		19.3	11.3	3.0	10.9	4.7	62.1
8	223,240.8	102,119.9	69,840.3	—	49,682.7	23,915.5	47,522.6
	483,144.1	20,106.3	13,337.5	30,309.7	56,063.2	8,579.8	368,085.1
	706,384.9	122,226.3	83,177.8	30,309.7	105,745.9	32,495.3	415,607.8
		17.3	11.8	4.3	15.0	4.6	58.8
9	177,849.3	78,549.3	53,912.4	—	47,760.9	16,483.0	35,056.2
	532,988.7	43,611.9	28,762.6	20,281.1	66,893.6	17,406.1	384,795.9
	710,837.9	122,161.1	82,675.0	20,281.1	114,654.5	33,889.1	419,852.1
		17.2	11.6	2.9	16.1	4.8	59.1
10	301,933.8	97,762.3	68,165.8	—	109,417.2	25,752.7	69,001.6
	656,495.2	65,351.3	45,501.7	50,430.4	60,213.0	27,999.0	452,501.5
	958,429.0	163,113.6	113,667.5	50,430.4	169,630.2	53,751.7	521,503.2
		17.0	11.9	5.3	17.7	5.6	54.4
11	383,304.9	156,402.0	106,775.5	—	—	30,990.5	195,912.4
	614,760.1	13,711.1	9,269.4	37,527.1	28,016.1	4,693.0	530,812.8
	998,065.0	170,113.1	116,044.9	37,527.1	28,016.1	35,683.5	726,725.2
		17.0	11.6	3.8	2.8	3.6	72.8
12	361,385.2	121,662.5	87,265.2	—	—	8,695.3	231,027.4
	692,531.5	57,609.6	38,404.6	37,301.0	—	22,799.7	574,821.1
	1,053,916.6	179,272.1	125,669.8	37,301.0	—	31,495.0	805,848.5
		17.0	11.9	3.5	—	3.0	76.5

(注) 額面ベース。各年度の1行目は新規発行額、2行目は借換発行額、3行目は両者の合計額、4行目はそれぞれの割合。

(出所) 大蔵省(財務省)理財局『国債統計年報』各年度版により作成。

表 1-3-2 国債発行

	30年 固定利付 国債	20年 固定利付 国債	15年 変動利付 国債	10年 固定利付 国債	6年 固定利付 国債	5年 固定利付 国債
元年度	—	9,000	—	72,000	—	—
シェア	—	6.0	—	48.4	—	—
2年度	—	10,000	—	90,000	—	—
シェア	—	5.3	—	47.8	—	—
3年度	—	9,000	—	96,000	—	—
シェア	—	4.2	—	45.1	—	—
4年度	—	12,000	—	98,000	—	—
シェア	—	5.4	—	44.4	—	—
5年度	—	12,500	—	108,000	6,000	—
シェア	—	4.6	—	39.5	2.2	—
6年度	—	15,000	—	122,000	18,000	—
シェア	—	4.8	—	39.2	5.8	—
7年度	—	19,000	—	130,000	35,000	—
シェア	—	5.3	—	36.3	9.8	—
8年度	—	16,000	—	120,000	30,000	—
シェア	—	4.7	—	35.5	8.9	—
9年度	—	16,000	—	120,000	25,000	—
シェア	—	4.8	—	36.2	7.5	—
10年度	—	24,000	—	161,000	41,000	—
シェア	—	5.2	—	35.0	8.9	—
11年度	5,000	24,000	—	168,000	55,000	16,000
シェア	0.7	3.5	—	24.7	8.1	2.4
12年度	7,000	24,000	28,000	178,000	25,000	114,000
シェア	0.8	2.8	3.3	20.9	2.9	13.4

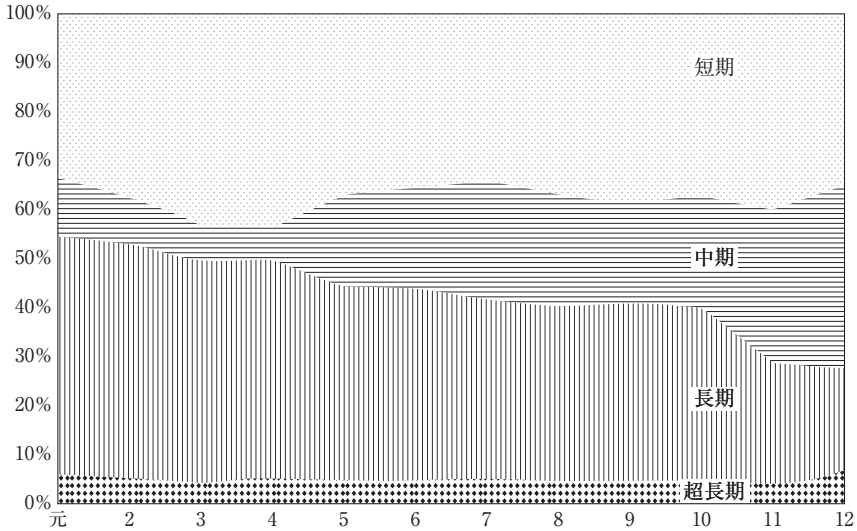
額（収入金ベース）

（単位：億円、％）

	5年 割引 国債	4年 固定利付 国債	3年 割引 国債	2年 固定利付 国債	TB	合計
元年度	3,884	—	—	14,000	50,000	148,884
シェア	2.6	—	—	9.4	33.6	100.0
2年度	2,830	—	—	15,300	70,000	188,130
シェア	1.5	—	—	8.1	37.2	100.0
3年度	2,727	—	—	13,000	92,000	212,727
シェア	1.3	—	—	6.1	43.2	100.0
4年度	2,544	—	—	12,000	96,000	220,544
シェア	1.2	—	—	5.4	43.5	100.0
5年度	2,416	30,000	—	13,500	101,000	273,416
シェア	0.9	11.0	—	4.9	36.9	100.0
6年度	2,435	30,000	—	12,400	111,000	310,835
シェア	0.8	9.7	—	4.0	35.7	100.0
7年度	2,282	33,000	—	17,600	121,000	357,882
シェア	0.6	9.2	—	4.9	33.8	100.0
8年度	2,226	30,000	—	14,400	125,000	337,626
シェア	0.7	8.9	—	4.3	37.0	100.0
9年度	2,161	26,000	—	14,400	128,000	331,561
シェア	0.7	7.8	—	4.3	38.6	100.0
10年度	2,114	40,000	—	21,600	170,000	459,714
シェア	0.5	8.7	—	4.7	37.0	100.0
11年度	2,090	55,000	—	84,000	270,000	679,090
シェア	0.3	8.1	—	12.4	39.8	100.0
12年度	1,232	25,000	3,000	152,000	296,000	853,232
シェア	0.1	2.9	0.4	17.8	34.7	100.0

（出所） 財務省理財局『債務管理レポート2011』、『債務管理レポート2012』により作成。

図 1-3-1 国債発行の内訳



(出所) 財務省理財局『債務管理レポート2011』、『債務管理レポート2012』により作成。

表 1-3-3 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成3年3月13日法律第2号)

(中略)

第3章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

(中略)

第3条 政府は、第7章に定めるところにより第48条第1項に規定する臨時特別公債の償還に充てるため、平成3年度において一般会計から国債整理基金特別会計に2017億486万5000円を繰り入れるほか、平成4年度から平成6年度までの間において991億6166万5000円に達するまでの金

額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第4章 法人臨時特別税
第1節 総則
(中略)

(納税義務者)

(中略)

第6条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人臨時特別税を納める義務がある。

(課税の対象)

第7条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、法人臨時特別税を課する。

第5章 石油臨時特別税
第1節 総則
(中略)

(課税物件)

第28条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油臨時特別税を課する。

第6章 臨時特別公債の発行等

(中略)

(臨時特別公債の発行)

第48条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、平成3年度から平成6年度までの間における第3条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成3年度及び平成4年度における前2章の規定による法人臨時特別税及び石油臨時特別税(第50条及び第51条において「臨時特別税」と総称する。)の収入によって償還すべき公債(以下「臨時特別公債」という。)を発行することができる。

- 2 臨時特別公債の発行は、平成3年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される臨時特別公債に係る収入は、平成2年度所属の歳入とする。

(臨時特別公債等の償還)

第49条 臨時特別公債及び当該臨時特別公債に係る借換国債(国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第5条第1項又は第5条ノ2の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債

につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。次条第2項及び第51条において同じ。)については、平成6年度までの間に償還するものとする。

第7章 臨時特別税の収入の用途等

(臨時特別税の収入の帰属及び用途)

第50条 平成3年度及び平成4年度における臨時特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

- 2 前項の規定により平成3年度及び平成4年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられた臨時特別税の収入は、臨時特別公債(当該臨時特別公債に係る借換国債を含む。次条及び第52条第1項において同じ。)の償還に要する費用(割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する部分に限るものとし、借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。次条において同じ。)の財源に充てるものとする。

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金の用途)

第51条 平成3年度から平成6年度までの間における第3条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の償還に要する費用のうち前条第2項の規定により臨時特別税の収入をもって充てられる部分以外の部分の財源に充て、なお残余があるときは、臨時特別公債以外の公債(財政法第4条第1項ただし書の規定により

発行された公債（当該公債に係る借換国債を含む。）を除く。）の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

（国債整理基金特別会計法の適用に関する特例）

第52条 臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第2条第2項の規定の適用については、国債とみな

さない。

2 第48条第2項に規定する平成3年4月1日以後発行される臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第2条ノ2第1項の規定の適用については、同年3月31日に発行されたものとみなす。
（以下省略）

表 1-3-4 法律第83号（昭和60年6月28日）

◎国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

国債整理基金特別会計法（明治39年法律第6号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債（当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム）ヲ起スコトヲ得前項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ募集金ハ国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ之ヲ国債整理基金ニ編入スベシ

国債整理基金ハ第一項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ償還ノ為国債整理基金特別会計ノ歳出外トシテ使用スルコトヲ得

第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

（以下省略）

表 1-3-5 日本銀行の乗換による引受額（実績ベース、単位兆円）

年度	引受額
S63	1.1
H1	0
2	0
3	0.4
4	0.4
5	0.2
6	2.8
7	2.1
8	3
9	2
10	5.1
11	3.7
12	4
13	6.1
14	3.4

（注）平成元、2年度は乗換による借換を停止。

（出所）郵貯資金研究協会『郵便貯金資金運用の概説』（2003年）。

表 1-3-6 阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法

律（平成7年3月1日法律第17号）

(趣旨)

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法（昭和22年法律第34号）第四条第一項ただし書の規定により平成六年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法第四条第一項ただし書の規定、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律（平成六年法律第二十八号）第一条の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成六年法律第百八号）第一条第一項の規定により発行する公債のほか、平成六年度の一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場

合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(財政法第四条第一項ただし書の規定による公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 財政法第四条第一項ただし書の規定により平成六年度の一般会計補正予算（第2号）をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行する公債のうち同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算（第1号）をもって国会の議決を経た金額を超え、同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算（第2号）をもって国会の議決を経た金額に達するまでの分の額に相当する額の公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項ただし書の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

表 1-3-7 国債発行と運用部引受の推移（収入金ベース）

(単位：億円、%)

年度	国債発行額 (A)	運用部引受額 (B)	B/A
	実績	実績	実績
元……	217,183	41,181	19
2……	259,652	38,659	14.9
3……	256,057	19,370	7.6
4……	310,329	55,910	18.0
5……	379,869	69,231	18.2
6……	393,717	22,000	5.6
7……	466,238	53,507	11.5
8……	483,007	89,760	18.6
9……	498,900	97,053	19.5
10……	764,310	152,459	19.9
11……	775,979	28,000	3.6
12……	862,737	—	

(注) 日銀、運用部乗換を含む。

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』各号により作成。

表 1-3-8 財投計画と運用部の国債保有

(単位：兆円)

年度	郵貯残	郵貯増減	財投原資 実績	財投計画 実績	原資-計画	運用部の 国債保有 (年度末)	運用部 国債保有の 前年との差
S63	125.9	8.5	32.2	29.5	2.7	58.7	5.0
H1	134.6	8.7	35.2	33	2.2	55.6	-3.1 *1
2	136.3	1.7	37.8	35.8	2	56.9	1.3
3	155.6	19.3	49.5	38.2	11.3	63.6	6.7
4	170	14.4	48.1	46.1	2	64.8	1.2
5	183.5	13.5	55.4	52.5	2.9	61.7	-3.1 *2
6	197.8	14.3	50.3	50.3	0	55.9	-5.8 *2
7	213.4	15.6	52.9	42.2	10.7	62.4	6.5
8	224.9	11.5	50.9	45.9	5	64.6	2.2
9	240.5	15.6	57.2	46.6	10.6	81.5	17.0
10	252.6	12.1	65.6	54.4	11.2	93.0	11.5
11	260	7.4	45.8	45.8	0	73.8	-19.2 *3
12	249.9	-10.1	38.7	35	3.7	72.7	-1.1 *3
13	239.3	-10.6	24.2	24.3	-0.1	76.0	3.3

(注) *1 国債発行減に伴う引受減。

*2 不況対策で原資不足。

*3 郵貯満期で資金不足。

(出所) 郵貯資金研究協会『郵便貯金資金運用の概説』(2003年)。

表 1-3-9 日本国有鉄道清算事業団の債務負担軽減特措法

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（抄）

（平成9年6月6日法律第73号）

（中略）

（一般会計による債務の承継等）

第二条 政府は、平成10年3月31日において、額面金額の合計額が3兆35億円に相当する政令で定める日本国有鉄道清算事業団債券に係る事業団の債務（同日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。以下「特定債務」という。）を、一般会計において承継する。

2 政府は、前項の規定により特定債務を一般会計において承継したときは、その時において、事業団に対し、特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（以下省略）

表 1-3-10 国鉄債務処理法

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（抄）

（平成10年10月19日法律第136号）

（中略）

第二章 事業団の債務の処理

（一般会計による債務の承継）

第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限る。）

に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。

一 附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和61年法律第90号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。）

二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務

三 附則第十条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭

和61年法律第87号) 第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四 旧事業団法附則第九条第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

五 日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務

六 鉄道債券に係る債務

- 2 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券に係るものの償還期限は、平成11年3月31日までの間において政令で定める日とする。

(国債に関する法律の適用等)

第三条 前条第一項の規定により政府が承継する債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、国債に関する法律(明治39年法律第34号。第六条及び第八条を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用する。

- 2 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であって前条第一項の規定による承継の際現に社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

3 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

4 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

5 前条第一項の規定により政府が承継した債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、同項の規定による承継の日以後二週間、国債の登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

(中略)

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、次に掲げる債務の償還を確実にを行うため、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定による繰入れを適切に行うものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律 第二条第一項の規定により政府が承継した債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号) 第二条第二項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の

債務の負担の軽減を図るために
平成九年度において緊急に講ず
べき特別措置に関する法律第三

条の特定債券に係る債務
(以下省略)

表 1-3-11 国有林野事業の改革のための特別措置法

国有林野事業の改革のための特別措置法(抄)
法律第134号(平成10年10月19日)

(中略)

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

(借入金の一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時に於いて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

- 一 平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務
- 二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成11年3月31日までの間において政令で定める日とする。

(以下省略)

表 1-3-12 金融機関窓販の状況

(単位：億円、%)

年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
都銀	3310	3682	1438	1086	961	747	1203	925	219	215	513	99
地銀	292	330	198	221	176	271	546	494	279	145	225	156
信託銀	576	614	384	209	324	234	337	285	67	31	32	29
生保	640	668	538	372	563	539	405	441	578	508	380	283
金融機関計	5778	6129	3068	2129	2399	2201	3010	2570	1373	1498	1861	797
引受額に占める比率	13.8	14.9	8.1	5.5	5.1	4.0	5.5	6.6	3.7	3.2	3.7	1.6

(注) 長期国債、割引国債の計。

(出所) 公社債引受協会・日本証券業協会『公社債年鑑』各年版、全国銀行協会。

〔注〕

- 1) 本節は公社債引受協会・日本証券業協会「各年度の公社債市場」（『公社債年鑑』各年版）、野村総合研究所『公社債要覧』を参照。